

第二十四回国会
衆議院

内閣委員会議録第三十四号

昭和三十一年四月十一日(水曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 山本 桑吉君

理事 江崎 真澄君 理事 高橋 等君

理事 保科善四郎君 理事 宮澤 胤勇君

理事 石橋 政嗣君 理事 受田 新吉君

大坪 保雄君 大村 清一君

北 吟吉君 薄田 美朝君

高瀬 傳君 辻 政信君

床次 徳二君 林 唯義君

福井 順一君 眞崎 勝次君

山本 正一君 横井 太郎君

西ヶ久保寛光君 飛鳥田一雄君

井手 以誠君 稻村 隆一君

石村 英雄君 勝間田清一君

西村 力弥君

出席國務大臣

國務大臣 倉石 忠雄君

國務大臣 船田 中君

出席政府委員

内閣官房副長官 田中 榮一君

(總理府事務官) 丸山 信君

(總理府事務官) 大石 孝章君

(總理府事務官) 門叶 宗雄君

(防衛庁参事官) 林 一夫君

(防衛庁参事官) 加藤 陽三君

(人事局長) 委員外の出席者

總理府事務官(調達) 磯 淳爾君

官(調達) 不調達部連

結調査官

總理府事務官(調達) 矢崎 高儀君
官(調達) 不調達部連
結調査官
會計検査院長 東谷傳次郎君
専門員 安倍 三郎君

四月十一日

委員大村清一君及び古屋貞雄君辭任につき、その補欠として薄田美朝君及び勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

四月十日

榮典法案(内閣提出第一六〇号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

國防會議の構成等に関する法律案(内閣提出第八七号)
米駐留軍基地問題等に関する件

○山本委員長 これより會議を開きます。

國防會議の構成等に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。通告がありますので、これを許します。

横井君。

○横井委員 一番最初にお伺いいたしたいことは、三月十八日にダレス長官が日本へやって参りました、十九日に帰られたのでございますが、この際十八日にダレス長官が声明を出してあります。すなわちアメリカは日本が西太平洋及び東南アジアにおいて政治的、経済的、戦略的發展に対して建設的の寄与

をなすことができることを期待しておる、これらの問題に關して日本の首脳部の意見が聞けることを非常に楽しみにしておる、どういふ声明を出しておる、さらに十九日に帰る際に、二十四時間の間に於いて日本の首脳部と重要な會談をしたと發表いたしておるのをごさいます。これらの聲明から考えまして、日本の國防に關して相当重要な會談があったと想像し得るのでございまして、どういふ話がありましたか、一応承わりたいと存じます。

○船田國務大臣 三月十八日の日曜日にダレス米國務長官と米大使館におきまして、午後三時から約二時間にわたりました、われわれが懇談をいたしましたことは事實でございます。しかしその際におきまして會談の内容は、相手方との話し合いによりましてすべて機密にいたしておりますので、その内容についてここに御報告を申し上げることは差し控えたいと存じます。

ただその際に發表しても差しつかえないといふことで話し合いました内容については、そのときに新聞にも申し上げておりますが、ただいま御指摘になりましたその聲明文のうちに、戦略的に寄与するといふことがございまして、この戦略的という言葉について、そのときもダレス長官から特に説明がございまして、軍事的の意味を持つたものでないといふことをはっきり申されておるのであります。すなわちその翻譯が日本式には戦略的となっておりまして、いわゆるストラテジック

という字を使っておるのであつて、ストラテジックという字は決してミリオタリーの意味を持つたものではないといふことを申し上げております。その点ははっきりしておるのであります。要するに、ベシック・プランという意味に使っておるということをお願いしております。話の詳しい内容については、ただいま申し上げたようなことでございまして、ここに詳しく御報告を申し上げるというわけに参りませんが、ただ防衛問題について話し合つたといふことの事實はございせん。

○横井委員 機密とあれば、あえてその機密までかれこれ申し上げませんけれども、ダレス長官が新聞記者団に答へましたところでは、次のようなことを言っておるのでございまして、このことだけはお答えができると思うのでございまして、それは安保条約の改訂を日本が望んでおつて、その改訂は双務的なものにせよといふことを日本側が要望しておるようであるが、双務的な協定にするには、これはお互いの防衛義務を生ずるものである、従つて現在の日本の憲法ではそれができぬのである、日本の憲法に支障があるのである、こういう意味のことをダレス長官が述べておるのでございまして、そういうことはダレス長官自身が新聞記者団に語つておられるので、こういう話があつたかないかといふこととぐらひは、長官としてもお答えができると思ひますが、その点はいかがでございまいしょう。

○船田國務大臣 十八日日曜日の午後三時から五時ごろに至る會談の際には、ただいま御指摘になつたようなお話はなかつたのであります。すなわち防衛問題についての話し合いというものはございせん。國際情勢あるいはソ連における最近の第二十回共產黨大會等についての印象を述べられたことがおもでございまして、また東南アジアにおける状況等についてのお話もございまして、防衛問題について話し合つた事實はございせん。ただいまお話を伺つては、あるいは外務大臣が翌日すなわち十九日の月曜日に、ダレス長官と特に會談をされておりますから、そのときにあつたかどうか、そのことを私は存じませんが、少くとも私が出席いたしておりました會談におきましては、ただいま御指摘のようなお話は伺つておりません。

○横井委員 ダレス長官との間に、そういう話は防衛長官自身は聞かないといふのでございまして、しからば日本の安保条約の改訂といふことは、相当各方面で叫ばれておるのでございまして、これは憲法改正後でなければ改訂はできないものだ、さういふに長官自身はお考えになるかどうかといふことを一つ承わりたい。

○船田國務大臣 安保条約及び行政協定の問題につきましては、私のたゞいま考へております見解におきましては、今至急に改訂しなければならぬといふ必要を感じておりませんし、またその改訂を持ち出すというのには、

わが方においてある程度の防衛体制が整備された後でなければならぬと存ずるので、今この問題を持ち出すという時期ではないというふうに考えております。

○横井委員 今改訂をする時期ではないと考へておる、そういうことは一応了承できますが、その先ほど申しましたやうに持ち出すという事は、憲法改正後でなければ持ち出し得ないものであつたのか、現在の日本の防衛体制も整つておらぬし、憲法というものがつかえておるので、それで持ち出し得ぬというのか、その点をもう一度承りたいと存じます。

○船田國務大臣 安保条約の改訂という事が彼我の間に全く同じ責任、義務を持つ、こういうことであります。と、現在の憲法の制約を受けておりますわが自衛体制においては、なかなか問題が起ると存じます。ですからそういう点を全く問題のないようにして、いわゆる双務的に協定を結ぶといふようになりますが、やはり私は憲法改正という事が必要になつてくるのではないかと考へておりますが、しかしその点につきましては、私まだ十分に研究をいたし、結論を得ておりませんので、ことにまだはっきりした私の意見を申し上げることはできかねるわけであります。

○横井委員 この国防会議の構成法規が通れば本格的に御計画になると思ひますが、今防衛庁で持つておられます防衛六カ年計画とか五カ年計画とかいふものは、大体どういふ点を目的として申し進めようか、たとえば今申しました通りに、安保条約の改訂とか、憲法の改正とか、そういうものをにら

み合せて、まず六カ年程度がよろうとか、あるいは五カ年程度がよろう。少くとも現在防衛庁としては六カ年計画といふことを言つておられるのでございませうが、憲法とか安保条約の改訂とかあるいは防衛体制の整備とか、そういうものをにらみ合せての六カ年計画であるのか、それとも単に漠然と六カ年計画を立てておられるのか、その点を一つ承つてみたいと思ひます。

○船田國務大臣 わが国における防衛の目標、いわゆる防衛の基本目標といふことは、第一には、国土上空及び周辺海域の制空、制海権を確保する、外敵の上陸進攻に対しては陸海空の総合力を発揮し、外敵を国土外に撃退する、主要海上交通路を確保する、次に治安維持に關し国内關係機關に協力する、こういうことが大体防衛の基本目標になつております。そしてその基本目標からいたしまして、陸海空各部隊の防衛の目標をどこに置いておるか申しますと、第一の陸上におきましては、国土に進攻する外敵の上陸部隊の撃退、それから国内治安維持の協力といふことを考へております。次に海上におきましては、海上交通路の確保、主要なる海峡、水道及び港湾の防衛、主要水路の掃海、沿岸の哨戒、航空につきましては、国土要域の防空、哨戒、偵察、地上作戦及び海上作戦の協力、以上の防衛目標に對しては、わが防衛力のみをもつてしては十分でございませぬので、日米安保条約、行政協定によりまして、日米が共同してわが国の防衛に當る、こういう考へ方におきまして、そういうことを目標といたし、その方針に従つて、ま

ず昭和三十年年度から三十五年度に至る六カ年間に於きまして、しばしば御説明申し上げておりますように、陸上、海上、航空の自衛体制を整備していきたい、かような考へ方をもつて防衛庁の長期防衛計画の試案を持つておられるのでございませう。これは必ずしも憲法改正とにらみ合つておられるわけではございませぬ。

○横井委員 そういたしますと、今お答えになりましたのを逆に申しまして、大体今いろいろと御説明になりました要するに防衛体制がだんだん整つてくれば、安保条約の改訂もできるのだ、この防衛六カ年計画においていろいろのことをやれば、そういうふうになつてくるのだ、こういうふうな意味でございませうか。もう一べんお答えを願ひます。

○船田國務大臣 ただいま防衛庁の持つております防衛長期計画に關する試案、これが実現をいたすことになりますれば、少くとも米地上戦闘部隊等の米駐留軍の撤退の基礎ができる、つまり米駐留軍全部というわけにはいきませんが、米駐留軍が撤退する基礎ができるということになると存じます。しかし米軍の撤退といふことは、これはしばしば申し上げておりますやうに、國際情勢ともよくにらみ合つていかなければならぬ問題でございまして、日米間の協定によつてこれは実現されることとございませうが、ただいま申し上げた試案ができたから必ず米軍が撤退するかといわれれば、その点には必ずしもそれに見合つて撤退するものではないといふことを申し上げざるを得ない。しかし米軍撤退の基礎はこれ

によつて達成される、でき上つてくると、かように考へておるものでございませう。

○横井委員 國連との關係の問題でございませうが、日本の防衛体制をだんだん整えていき、終局においては國連への加盟、集團防衛の一環と日本がなると、こういうことはわが党の方策でもあるし、長官もおっしゃる。これは社会党さんの政策でも國連警察部隊といふ言葉を使つておいでになりますか、これもおそろくわが國の軍隊であるといふ考へます。とにかく集團防衛の一員となるといふことを長官もおっしゃるのであります。この防衛六カ年計画完成の暁にはそういう体制になり得る一応の目安があるかどうか、こういう点一つ承つてみたいと思ひます。

○船田國務大臣 國連加盟といふことと、ただいま申し上げております防衛長期計画の達成といふことは、必ずしもお互ひに相見合つたものとは言えないと思ひます。現在の憲法あるいは國內法のもとにおきましても、國連に加盟といふことは不可能ではございませぬ。もし日本が今日國連に加盟するといふしなれば、その國連憲章のもとにおいて集團安全保障といふことに寄与して參らなければなりません。しかしその場合におきましても、もちろんわが國においては海外派兵やあるいは海外に出動するといふようなことはできませんし、またそれはやりませんから、そういう点についてもし國際警察軍に参加しなければならぬといふような場合においては、もちろんわが方としてはそれを拒否する自由を持つておるわけでありませうし、また現

行憲法のもとにおいてはそれはできないと考へます。しかしさればといつて國連に加入がでないかといふことは、それは國連加入には差しつかえないことでありまして、國連軍を持たない國で國連に加盟したしておる例もございませうから、その点においては、國連加盟と今日持つております長期防衛計画の達成といふことは、必ずしもにらみ合つていかなければならぬ必要はなからうと存じます。

○船田國務大臣 國連加盟の條件として、日本が軍隊を持たなければならぬといふ必要はなからうと存じます。○船田國務大臣 國連加盟の條件として、日本が軍隊を持たなければならぬといふ必要はなからうと存じます。○船田國務大臣 國連加盟の條件として、日本が軍隊を持たなければならぬといふ必要はなからうと存じます。

○船田國務大臣 國連加盟の條件として、日本が軍隊を持たなければならぬといふ必要はなからうと存じます。○船田國務大臣 國連加盟の條件として、日本が軍隊を持たなければならぬといふ必要はなからうと存じます。○船田國務大臣 國連加盟の條件として、日本が軍隊を持たなければならぬといふ必要はなからうと存じます。

○船田國務大臣 國連加盟の條件として、日本が軍隊を持たなければならぬといふ必要はなからうと存じます。○船田國務大臣 國連加盟の條件として、日本が軍隊を持たなければならぬといふ必要はなからうと存じます。○船田國務大臣 國連加盟の條件として、日本が軍隊を持たなければならぬといふ必要はなからうと存じます。

○船田国務大臣 国連加盟の条件として、日本の防衛体制を整備しなければならぬというその必要はなかるうと思ひます。

○受田委員 そうしますと、国連に入る立場からは現状をもつてしても可能であるということになるならば、日本のあなた方が企図しておられる兵力の増強というものは、結局日米の立場における日本の防衛計画においての計算であつて、国連加盟というわれわれの一つの目標を達成するための条件ではないということに了解申し上げてよろしくございませう。

○船田国務大臣 ただいま御指摘のうちに、国連加盟の条件として、防衛体制を整備しなければならぬというその必要はなかるうと存じます。わが国の現在実行しつつあります防衛体制の整備ということは、わが国の防衛とすることを自主的にやつて参ることが必要である、すなわち国力及び国情に相応する自衛体制を整備していくことが独立国として必要である、こういう観点から自衛体制を整備しつつあるわけでございませう。

○受田委員 あなたの御見解でかゝめてはつきりしていることは、わが国が国連に加盟するための条件として、ある程度の軍隊を持つて当らなければならぬという、従来保守的な立場の人が考へている問題は、これは別に取上げるほどの問題ではなくて、現状でゆつくり国連にも入れるということに私は了解します。それをあなたも了解していただけたらと思ひます。そうしますと、結局日本は、今横井さんのお尋ねになつておられる長期防衛計画というものはアメリカのための、アメリカ

カとの提携における日本の防衛のためであつて、国連加盟のためではないということになるならば、世界永遠の平和を企図する日本としては、国連よりはむしろアメリカを尊重するということに重点を置くということになるのではないでしようか。

○船田国務大臣 今お話の点は太へん違ふと思ひます。われわれは自衛のためにその自衛権をも行使しなければならぬ必要がある場合に備えて、自衛体制を整備するということをやつておるものでありまして、これは決してアメリカのためでもなければ、国連のためでもない。全く日本のために自衛体制を整備しなければならぬと私は考へて、それを努力しておるわけでございませう。

○受田委員 そこで私は突つ込んでもつとお尋ねしなければならぬことが起つておるのです。アメリカの軍隊は、日本にある程度の防衛力ができたならば、撤退するといつておるようでありまして、この点との間から新聞紙上などに伝えられるところによると、アメリカの今年度の撤退も、これはやらないんだという見解を一部に表示されておるようであります。アメリカは今日本に何名軍人を置いておるのか、日本に長期計画が実施されて、三十五年になったならばある目標が達せられる、そうしたアメリカ軍の撤退の基礎ができたとき長官はしばしば言つておられるが、そのアメリカの兵隊が完全に引き揚げるというとは、いつの日になつたらそれが実現できるかという問題と、二つを合せて御答弁願ひたいと思ひます。

○船田国務大臣 先般数日前に、AP

電でありましたか、UP電でありましたか、米駐留軍の日本撤退の予定が変更されて、撤退しないのだというような情報があつたようでございませうが、これは米極東軍にわれわれの方から照会いたした結果によりまして、予定通りには撤退しつゝあるものでありまして、あのUP電かAP電にあげられませんでしたことは、事実相違ひいたしておるようでございませう。

第二の問題でございませうが、米駐留軍がいつ撤退するかということになりますと、先ほど来申し上げておられますように、わが方の自衛体制を整備されまして、ことに防衛庁として持つておられます試案が実現するというところになります。しかし現実には米軍が撤退するといふ問題は、その当時の国際情勢とよくならみ合せていかねばならぬという問題でございまして、今直ちにこの防衛六カ年計画が達成されたからそれに見合つて必ず撤退するとは申し上げかねるものでありまして、これはたびたび申し上げておりますように、日米間の協定によりまして撤退をいたすことになりまして、その時期は今どこに私としては申し上げかねる次第でございませう。

○受田委員 その点は横井さんにお答えしたと同じことになつてしまつておるのですが、私は今日本にアメリカ軍は何人おるか、日本におけるアメリカの軍隊の人員、それから日本を警備しておる艦船のトン数、飛行機、日本に今現に駐留しているアメリカの兵力をお尋ね申し上げ、そして六カ年計画が実現した場合の日本の兵力というものをならみ合せてみて、アメリカがいつ帰るであらうかという想定を政府がお持ちになるべきだと思ひます。その日本におけるアメリカの兵力の事態をまずお示しいただきたいと思ひます。

○船田国務大臣 大体におきまして昨年末の現在で、米駐留軍の兵力は、地上軍において第一騎兵師団、海兵師団その他独立砲兵大隊、工兵大隊等を合せて約四万二千、それから海軍、これは基地は主として横須賀、佐世保でございませうが、これが六千五百、それから空軍におきまして飛行機が約七十五、兵員は約五万、全部で約十万人のものが大体現在駐留しております。米軍の総数でございませう。

○受田委員 その十万人の軍隊を日本が補充しない限りはアメリカは撤退しないという条件も考へられるのではないでしようか。

○船田国務大臣 米駐留軍といつたしましては、陸上戦闘部隊から漸次引いて参りまして、現に本年に入りましてから騎兵師団あるいは空挺隊等が撤退しつつあります。それは先ほど答弁申し上げましたように、本年中に約一万一千程度のものが撤退するということにございまして、これは予定通りに撤退をするものと信じます。従つてわが方といつたしましては、これも本委員会がたびたび御説明申し上げておりますように、まず陸上自衛隊を整備するといふことに手をつけまして、そしてそれを着々実現しつつある、こういう状態でありませう。

○受田委員 私ここで非常に心配をさせるを得ないのは、三十五年度に長期防衛計画が一応完成した場合において、日本の航空力はわずかに千三百機

と長官はしばしば言うておられるのです。その千三百機の航空機をもつて、今五万の空軍があり、七百五十機を抱えてやつておる、この部隊を率いて握つておるアメリカが、これを承知しますかどうか。

○船田国務大臣 米軍の撤退の問題につきましては、これはそのときの国際情勢とにらみ合せて日米で協定をいたさなければなりませんので、今ここにそのことを予想して、どの程度にいつたかどうかを申すということをするに、長期防衛計画をお立てになつておるのではないでしようか。

○船田国務大臣 もちろんわれわれといつたしましては、外国駐留軍の撤退に備へるためにわが方としては自衛体制を整備しつつあるわけでございませう。

○受田委員 しかば、今の長期六カ年計画が一応完成したならば、アメリカが退くといふような話し合いは十分されておらなければならぬのであつて、目標はそこに置いたけれども、しかし実際はそれのときになつてみなければわからぬのだというばく然とした日米の交渉では、われわれも莫大な国費を費してこの防衛庁関係の諸経費を出しておる現状においては、はなはだ了解に苦しむのであります。長官として、日本の長期防衛計画と米軍の撤退といふことについて、もつとはつきりした話し合いができないものか、現状においてはそれは不可能であると断定せられますか。

○船田国務大臣 これもたびたび申し上げておるところでございませうが、わが

方の長期防衛計画が達成されますれば、米駐留軍の撤退の基礎はできま
す。しかしそれと見合せて必ず撤退す
る、そしてその時期は長期防衛計画が
できた後いつごろになるかというこ
とは、今申し上げるわけには参りま
せん。

○受田委員 今のおなたのお言葉の中
に、私何回もお聞きしておる言葉があ
るわけなんです、私たちが心配して
おるのは、あなたがいつもおっしゃっ
ておる三十五年に一応の目標が達成さ
れる日本の防衛計画——これは率直に
お尋ねしますが、その目標を一応達成
されるということについてはアメリカ
の了解を得てあるのでしょうか、どう
ですか。

○船田国務大臣 米側との話し合いの
結果長期防衛計画を立てておるとい
うわけではないのであります。この長期
防衛計画はわが方において自主的に立
てておるのであります、ただいまお
話のような点は、今後の日米間の防衛
について、わが国土の防衛についての
話し合いには出てくると存じますけれ
ども、この長期計画を立てるにつ
きまして、アメリカ側と話し合つて長期
計画を立てたというわけではございま
せん。

○受田委員 そうしますと、昭和三十
五年に一応の目標が達成された場合に
は、アメリカ軍が撤退されるであろう
という期待は、単なる期待にすぎない
と了解せざるを得ないと思ひますが、
いかがでしょうか。

○船田国務大臣 しばしば申し上げて
おりますように、この長期計画が達
成されますれば、米軍撤退の基礎が
でき上るといふことは申し上げられ

ると思ひます。

○受田委員 あなたはさつき現在日本
には五万の空軍がおるとおっしゃった
が、この五万の空軍を撤退させるた
めに、千三百機の練習機を含んだ空軍
くらいで間に合うと思ひますか。この点
アメリカを撤退させるために、特に強
大な空軍を日本から撤退させるた
めに、練習機を含む千三百機の弱
力な空軍が撤退するという計算を
して、五万年計画を立てたに
なつたんでございましょうか。

○船田国務大臣 航空自衛隊の整備の
目標をいたしましては、先ほど横井委
員にお答え申し上げたような考え
方でございまして、その方針に従つて一
応練習機を含めて千三百機を、昭和三十
五年度に実現したいということ、今
計画を持つて着々実行せんとい
うわけでありまして、しかしそれが米
軍の撤退とどういふふうに見合
つていくかということにつきましては、今
十分検討をし、また日米間にお
いて協力を進めなければならぬのであ
りまして、今ここでそれについて何とも
申し上げかねる次第でござい
ます。

○受田委員 はなはだ無責任なお話
であつて、アメリカ軍を撤退せしめる
という日本の防衛計画があるならば、
現に日本にがらばつてゐるアメリカ空
軍に対する補充の意味の航空兵力を持
つていくの馬力があるのかと思つてい
たところが、練習機を含んで——特に
C46のごときいつ空中分解するかわから
ぬので、きょうから出発する予定であ
つた、九州の各自衛隊視察のために出
る段階に至つて、委員諸君が急に
おぼろげに、空中分解するかもわから
ぬという声におびえて、ついにこれが

中止されたといふことは、はなはだわ
れわれ遺憾であります。(拍手)そうい
うようないわくつきの輸送機まで計算
に入れて、千三百機とふんでおられる
のではないかと私は思ひます。ありま
す、そういうC46までも入れて千三百
機を目標にしておられるのかどうかと
いうこと、千三百機という航空兵力
で練習機とか、また今あなたからお
答えいただくであろうC46を計算に入
れるかどうかという問題を含めた上で、
アメリカの五万といふ有力な空軍の
撤退を企図するといふことになれば、
これははなはだ無責任な政府の態度で
あると思ひます。この点政府
としてはもつと真剣に、アメリカが撤
退する目標をどこへ置くかといふこと
くらいは、もつと現実的に即した考え
方でやつてくれんと、はなはだ微弱な航
空力で、アメリカの強大な航空力をあ
らへ追い越すといふことは、これは
事実問題としては不可能であると思
ひます。ところが、この点についてあ
なたはいかなる見解を持っておられ
るか、お答えをいただきたいのであ
ります。

○船田国務大臣 昭和三十五年度に航
空自衛隊として、練習機を含めて千三
百機を持たたいという目標は持つてお
りますけれども、その機種をどうい
うものにするかといふことにつきま
しては、今後検討を加へまして、わ
が国の国力、国情に沿ふようなもの
を持つていきたいという考えでござ
います。

ただいまC46の性能につきま
して、非常な御懸念の御質問がござ
いました、これは現在全機につきま
して精密検査をいたしておりますが、御懸念の

ようなことは事実ないようでござ
います。しかしこれは検査をいたしま
した結果、詳細なことをまた御報告
する機会があると思ひますが、決
して御懸念になるようなものでは
ないかと存じます。もちろんC46
もその千三百機の中に入らな
いわけではあります。

第二段の御質問でございますが、こ
れはたびたび御答弁申し上げてお
りますように、わが方といたしましては、
長期防衛計画の達成をいたしま
したとき米軍撤退の基礎はできま
すけれども、現実には米軍がいつ
撤退するかといふことは、日米間の
協定によつてきまることと
ございまして、その時期をこ
に明言するわけには参りません。

○受田委員 私は今C46の例を引
いたのでありますが、大臣としては、そ
う心配はないやうである。——ありま
せんと言明されないところに私は含
みがあると思ひます。この数日
の新聞には「M4A兵器に重大な疑
惑」の新聞には「C46輸送機」とい
う見出しの「空中分解の恐れ」「老朽
機の運航を停止」すでに各地に事故
が起つておるといふので、防衛庁当
局が恐縮した見解を発表しておる
ようですが、これについて当局は
いかなる御見解でしょうか。

○林(一)政府委員 C46の問題につ
いて私から申し上げます。C46は、製
作年次は大体十年くらい前のものであ
りますが、新聞に出てゐるやうに、そ
の材質がぼろぼろになつてゐるやうな
ことはないであります。現在困つてお
りますのはその補修部品が順調に入
つてこないといふ点なんです。補
修部品が入つてくれば、この補修は十

分できるというふうに考えております。
○横井委員 いいところをだいた
とらえてしまひましたので、私はこの問
題の結論をつけたいと思ひます。こ
のことは、日米協力共同防衛体制とい
ふことは当然である。私はこの観
点から、何も遠慮なさることはない
と思ひます。アメリカ側の意向を知ら
なければ日本の防衛体制を整えてい
けないのでございまして、何もアメリ
カのためにやるわけではございませ
んで、日本のためにやるのでござい
ますから、話し合うことは堂々と話
しかるべきである。長官がいかに遠
慮なさるということ、私ははじ
めから、共同防衛体制でいくなら
ないです。話し合うのが当然です。私
はこういふ観点に立つてございま
す。

そこで伺ひたいのですが、国防会
議といふものがいよいよございま
して、これからその運営をしていか
れることになつて参ると思ひます。こ
れにつきましましては、日米共同防
衛体制でいられるとすれば、少くも
アメリカの考え方も参酌していかな
ければならぬと思ひます。

そこで先般の石橋委員の質疑に
対してございまして、とにかく日本
は日本独自の見解において計画を
立てていくのだとおっしゃいましたが、
それはその通りだと思ひます。しか
しそれに対して、少くも共同防衛
体制がある関係から、アメリカの考
え方も参酌していかなければならぬ
のでございまして、あらかじめ日
本の基本方針を立てていかれるの
か。それとも日本は日本として自
己の案を立て

てアメリカと折衝していくという行き方をされるのか、その点を承わりたいと存じます。

○船田国務大臣 わが国の防衛ということとは、現在におきましては、今横井委員の御指摘になりましたように、日米共同で防衛に当るといふことになつており、その建前で進んでおります。しかし国防会議を設けて、日本が独立国である以上においては、わが国の国土の防衛は、何とかしてわれわれの手によってこれを防衛するように持つていきたいということでございますから、従つてその防衛計画につきましては、わが方の自主的な立場において防衛計画を立てるようになつて参ることも、私は当然であると思ひます。もちろんそれにつきまして、これもたびたび申し上げておることでございますが、艦船、兵器あるいは弾薬、飛行機というような装備につきまして、ことに初年度装備につきましては、その大部分をアメリカの供与に待たなければ、自衛体制を整備することができませんので、それらの点につきましては、十分アメリカ側と協議をいたし、アメリカの供与に期待するものが非常に多いわけでありまして、なお現状におきましては、わが国の国土の防衛につきまして、日米間において緊密な協力とお互いの相互信頼によりまして、わが国土の防衛計画を立て、その問題につきましては、話し合つて進んでおる次第でございます。

○横井委員 今、お答えで大体わかりました。いよいよこれでこの国防会議法案が通りますと、実際の日本の基本方針、防衛計画の大綱も立てていられるのでございますが、しかも装備等につ

いて向うの供与を受ける、こういうことにつきまして相当向うと話し合つていかなければなりませんので、先般いつかの新聞にありました通りに、日本の大臣級の人が向うへ行つて、相当突つ込んだ話し合いをする、そういうようなお考えをお持ちでございますか。ここで一つ承わりたいと存じます。

○船田国務大臣 従来アメリカ側の出先の軍官の官職と緊密な連絡をとりまして、供与装備品等につきまして話し合いをしておりますから、現状においては、日本側から大臣級のものがアメリカに出て行かなければ用が足りぬというようなことにはなつておりません。しかし何と云つても、国土の防衛につきまして、日米共同で防衛をしており、そのためにアメリカ側としても非常な犠牲あるいは負担をいたしておりますわけでございますから、もしできましたら、ただいま横井委員のお話の中にあるように、わが方の相当有力な者がワシントンに参りまして、あるいは国防省、國務省とも十分に連絡をとつて、お互いの理解と親交を深めるといふことは必要である。そういうことができればまことにやうかと私は考へております。

○横井委員 これは私の希望を言へば、防衛長官みずから出かけていってやるくらいは勇氣がなければ、いかぬと思ひます。それはそれにいたしまして、もう一つ、先般石橋委員からも質疑されておりましたが、政治が軍事に優先する、この問題をもう少し私承わつておきたいと存じます。この点はあくまでも堅持をいたしていかねければならぬという観点において、先般い

ろいろお話しございましたが、一体政治が軍事に優先する口では申すのであります。長官がそう言われる具體的の意味はどこにあるかといふことを、一つ承わりたいと思ひます。

○船田国務大臣 政治が軍事に優先するといふことにつきましては、今日の組織機構をよくごらん下されば御納得がいくことと思ひますが、念のために申し上げますと、政治が軍事に優先し、広い視野と高遠な識見のもとに防衛力が運用され維持育成されるようにしていかなければならぬことはもちろんでありますので、そのために御承知の通り、国会が定員、予算編成の大綱等を定め、また防衛出動等については国会の承認を受けるというようになつておりますので、防衛力の規模及び運用につきましては、すべて国会の統制を受けるということになつておるわけでありまして、次にこの防衛の最終責任者は内閣になつております。政府は内閣に国防会議を設けることになるわけでありまして、その国防会議におきましては、国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に関連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等、国防に関する重要事項については、国防会議にすべて諮問することとしたしております。そうして関係閣僚の間において大所高所から慎重に総合的に国防に關する重要事項を審議しよう、こういうために国防会議を設けるといふことになつておるわけでありまして、また内閣総理大臣は、内閣を代表いたします。自衛隊の最高の指揮監督権を持つておりまして、この指揮監督のもとに、國務大臣たる防衛庁長官が自衛隊を統括しておりますので、従つて

かつてのいわゆる統帥権の独立といふたようなことは現行機構のもとにはないわけでありまして、また防衛庁長官のもとに、次官、次長その他のいわゆるシヴィリアンを置きまして、基本的の方針については長官を補佐することとしたしております。なお統合幕僚會議、各幕僚長は、専門的の助言者として長官を補佐することになつております。また各幕僚長は長官の定めの方針または計画を長官の命によつて執行する、こういうことに機構ができておりますので、従つて自衛隊がかつての軍のごとくに、政治に容喙しないのは政治を支配するといふようなことは絶対に起り得ないようになつております。また政府といつたにしても、その方針に従つて、政治優先といふことはどこまでも今後堅持して参りたいと考へております。

○薄田委員 そのことについて、関連でちょっと質問したいのであります。最近自衛隊の状況を見ますと、最初は旧軍人以外の人が入つて、相当な地位におつたのであります。最近非常に増員が多くなると、旧軍人の採用が多くなると、そういう関係になりますと、前におつた第何期というふうな人を標準にしてあとの人を入れる関係上、あとから入つてきた人が、前におつた旧軍人以外の人よりも非常な優位な、階級が上になるというふうな現象を第一線で見受けるのであります。私もこの間第一線を見ました。その関係上、旧軍人以外の人々が將來に対する光明を失つて、もうどうでもいいというふうなことで、現に自分の郷里に帰りまして、もうそろそろ自分の家の仕事に従事していつかうとい

ふうな傾向が著しく多かつたのであります。こういうふうな実例で、自衛隊の今の採用の方法といふふうな問題についてはどんなふうになつておりますか、事情を一応承わりたいと思ひます。

○加藤政府委員 お答え申し上げます。御承知の通り、昭和二十五年に警察予備隊が発足いたしました當時は、旧軍人の皆さんは追放になつておつたのであります。そこで追放になつておりました旧軍人の諸君を除きまして警察予備隊が発足いたしました。その後追放が解除になるにつれて、漸次そういう諸君も迎へたのであります。

そこで自衛隊の幹部の構成といふものは非常に複雑になつております。軍隊の経験のある方もございまして、ない方もあるのであります。急激に膨張いたします際でありまして、これらの方々の人事管理をいかにするかといふことは、御想像も容易だろつと思ひますが、実にむづかしい問題でございます。昔からおります者につきましては、私ももといたしましては大体確実に一人々々を把握して参るようになつておりますけれども、この近年相續いてまた統々と新採用者がおるといふ状態でございますので、昔からおります者と新しく入ります者との間の人事の調節といふことにつきましては、非常に頭を悩ましております。

今やつております方針は、自衛隊内におけるその人の実績、メリットといふものを中心としたしまして人事を考へていくのが原則であることは申し上げるまでもありませんので、その人が旧軍人であるうと旧軍人でなかつ

と、全然軍隊の経験がなからうとあるうと、そういうことよりも、自衛隊の中に入っていかにかその人が成績を上げておるかということを中心にして人事をやっているつもりでございます。

ただ、入らして間もないような諸君につきましましては、たとえば昇進等の人事につきましましては、旧軍隊では何年の何月までに少佐なら少佐になっておった者以上、あるいは軍の経験のない者につきましましては、自衛隊に入つてこの階級を何年しておつた、あるいは旧制の大学なら大学、旧制の専門学校なら専門学校を何年以前に卒業したかという一応の基準を作りまして配属をいたしておるわけでございませう。その点につきましまして、最近やはり旧軍隊のない諸君の中から、薄田委員のおっしゃったような声も二、三私も聞いております。今やっております基準がそう間違つておるとは私は思ひませんけれども、そういう声も耳にいたしますので、なおこの基準の点につきましまして慎重に検討してみたいと思ひます。ただわれわれといたしましては、それはやはり応急の措置でございまして、早く自衛隊の中における成績を確実に把握いたしまして、それによって人事を適正に運営していくようにしたい、かように考えております。

○薄田委員 今ので大体わかりましたけれども、私どもとしては、自衛隊草創当時の相当功勞ある人、しかも非常に成績がいいというふうな人が、隊の中に参りますとそういうふうな傾向であるということも承わつておる。これはみんなの前でなしに、私どもにそういうことを訴えるのであります。今大

体のお話を承りました。将来も文官優位といひますか、そういう文官優位の中に必ずしも入りませんが、みんな平等に、今のようなくを十分お考えいただきたいと思ひます。

○横井委員 今政治が軍事に優先するということに關しまして、今度の制度のもとにおいてはそういうことにならぬのだというのでいろいろと御説明がございまして、なるほど戦前のように帷幄上奏とか、いろいろな横合いの、しかも相当勢力の強い軍閥というものが出現する、そういう面の封じがこれでできておると思ひます。ところが現在の制度が、非常に政治と軍事とを混淆しやすい制度になっておるのではないかと、その点を私懸念するのでございます。ことに戦争当時において、総理が幾つかの役を持つて、しかも専横をきめて勝手なことをやつた、ああいう仕儀が出てくる懸念があるのじゃないか、こういう懸念を私は持つのでございます。

そこですすお尋ねを申し上げたいのは、なるほど具体的に申しまして、国会と政府というものが厳然とあつて、そのほかに国防会議、防衛庁、自衛隊、こういう關係にあるでございまして、が、こういうような国会、内閣、国防會議、防衛庁、自衛隊という一連の列がかりにあるといたしまして、一体どこから政治でどこから軍事かという点を一つ承りたいと思ひます。

○船田國務大臣 政治と防衛關係についてのはつきりした線を引くということとは、私はできかねると思ひます。わが国におきまして戦前あつた軍国主義の失敗をしたということは、要するにものの方が多いに狭くて觀念

的であつた。そしてそこへ持つてきて、天皇を大元帥とするいわゆる統帥權また帷幄上奏というふうなことがございまして、従つて普通の國會あるいは内閣を中心とする政治にそれが優先したというふうなことでございまして、戦後における政治機構は全く戦前と違つておまして、民主主義の政治になつております。そうしてしかもそれを実現すべく天皇の主權ということもなくなつておまして、國會が最高の國民の代表機關としてあります。そして國會と内閣との關係というふうなことに現在なつておまして、従つてこの政治優先ということは今後において十分守り得ることに機構ができておりますし、また民主主義の政治が育成されてだんだん發展して参りますれば、軍事が政治に優先するといふような懸念は毛頭ないと存じます。しかしこの防衛問題といふことは、大きな政治の中に入るべきものでありまして、もちろん國會議員の諸君が國際情勢あるいは防衛問題について十分な知識経験を持たれ、また一般官公吏もこれについてのもっとしっかりした勉強をしてもらふといふことになりませう。

政治優先といふことも守られ、また防衛の問題につきましてもこれを軽視することなく、十分わが國の國情、国力に相應するような防衛体制整備といふこともできるかと存じます。ただその間にどこから先は政治であり、どこからは防衛問題になるんだといつて、一線を画するといふわけには参らぬと私は存じます。今申し上げたことによりまして御了承を願ひたいと思ひます。

○横井委員 長官はどこからどうと画然とはできないと言われますが、私はそこは軍事と政治の混淆ができてくるんじゃないかと思ひます。少くとも國會、内閣の統制下にあくまでも國防會議、防衛庁、そういうものがなければいかぬのでございまして、なせそう混淆しやすいかといふと、内閣總理大臣といふものは幾通りかの、先ほど述べた通りの役を持ち、一番下から、自衛隊の最高指揮權者である防衛庁の長官を監督して、國防會議の議長である。それから内閣の首長としての總理大臣である。そういう人が一人で幾通りか持たれるといふことはどうかといふことを、私非常に疑問に思ふものでございまして、少くとも國防會議以下のものと内閣といふものは、面然と一線を引く、こういうのがむしろ私は政治が軍事に優先するといふのじゃなからうかと思ひます。

その總理が、たとえば國防會議に諮るに諮問をいたさなければならぬ。しかも國防の重大案件については、すべて國防會議に諮問をいたさうといふことになつておるのでございまして、諮問をいたす總理が、たとえば防衛庁の方に原案を命ずる。その防衛庁の最高責任者は總理である。その總理が自分が議長をやつておる國防會議に諮る。そのことをまた内閣に諮るということになりますと、總理一人が幾通りかの役目をやるといふことになりまして、こういうあり方といふものが、一体政治が軍事に優先するといふことになるかどうかといふことに非常に疑問を持つのでございまして、その点についてもう一度御回答を願ひたいと思ひます。

○船田國務大臣 ただいまお話のような点は、結局總理の補助機關がどうい

う機構を持ち、どういう組織あるいは規模であるかといふことに非常に大きな關係を持つてくると思ひます。今回國防會議法案を出すにつきましまして、去る二十二國會において提出いたしました案と違ひまして、この事務局を相當拡充いたしております。従つて、これも先般ここで質疑応答がございまして、たゞに申し上げたこととございまして、この事務局の活用によりまして、ただいま御懸念になられましたような御心配はなくなるのではないかと存じます。すなわち各省、各大臣、各庁から出て参ります要求、原案を、事務局において調整をし、そして總理の決意を経て國防會議に諮問する、こういうことになり、また諮問したことに對する答申は、事務局においてこれを整理して總理の参考にする、こういうことに順序をとつて参りますれば、この事務局の活用といふことによりまして、今横井委員の御心配になられましたような点は十分防ぎ得る。總理大臣の権限は強大でございまして、けれども、しかしそれぞれ補助機關といふものが別になつておるので、何もかにも全部總理大臣の独裁でやるといふわけはございませぬ。その補助機關の活用といふことによりまして、今御懸念のような点は十分防ぎ得る、そして政治優先といふことはどこまでも実現し得るものと私は考えます。

○横井委員 なるほど事務局が相當なスタッフがあるといひまして、總理のゾーリン・トラストといふような形になりますれば、そういうことも言えるのでございまして、わが十五人の、しかもあんな小さな事務局で、それができるかどうかといふことについて非

常な疑問を持つものでございます。なるほどしかし発足当時におきましては、まだいろいろ整いませぬけれども、少くとも十五人ばかりのこんな役人がそろわれたところで、総理のスタッフとしてやってくというふうな、しかも各省から出て参ります案というものは専門家が作って持ってくる案である。それをこれはいかん、あれはいかんといつて、それらのわずかな十五人の人間でやり得るかどうかが非常な疑問を持つものでございますが、その点に關しまして、これをもう少し拡大していく、来年度はほんの頭を出ただけだといふような考えか、その点を一つ承わっておきたいのと、それから私が憂えるのは、総理が幾通りか役目を持つて――専制な総理が出たら勝手なことをやつて大へんだとよくおっしゃるのだが、私は逆に言つて、こういうふうに総理が幾通りかの役を持たれる、一人で幾つでも持たれるそのこと自体が、独裁者を作り上げる仕組みになつておはしませんか、そういうふうに考えられてなりません、それも先ほどおっしゃつた、事務局がしっかりしておればよろしい、こういうことも考えられますが、その点についてもう一度承わりたいと思ひます。ことに事務局の将来をどうしていくか、この点を一つ承わりたいと思ひます。

○田中(義)政府委員 国防会議事務局は、内閣の総理府の中に補助機関として置かれる關係上、便宜私からお答えを申し上げたいと存じます。仰せのごとくにこの国防会議は、本年度予算におきましては、わずかに局長以下十五名の者を予算に計上いたしまして、とりあえずこの十五名の者で發足いたすと

となつております。しかしながらこの国防会議の事務局といたしましては、綜合計画を立てる上におきましてあらゆる知識を動員いたさねばなりませんので、これらの十五名の者ではとうてい不足であることは御指摘の通りであります。そこで政府といたしましては、この欠陥を補ふために、特に關係の深い防衛計画を樹立する上におきまして、またいろいろの防衛生産を檢討する上におきまして、これに必要なる關係省の者を兼務いたさせまして、これによつて十分に欠陥を補ひ、その機能を發揮していったらどうか、現在ではかような構想で進んでゐるわけでありませう。

○横井委員 政治が軍事に優先するといふ面でもう一つ疑問に思ふ点があるのであります。それは防衛出動の場合でございますが、防衛出動はなるほど国会の承認を経なければなりません。しかしながら緊急の場合には国会を召集するいとまがございませぬので、承認を経ずして内閣の責任において出動するといふことになつておるのでございます。しかしそういう国会の承認を経なくてもよろしいという場合においても、国防会議にだけは諮問をいたさなければならぬ仕組みになつておる。すなわち防衛庁法の第四十二条にはつきりうたつてございませうが、そうなりますと、この国防会議というものがむしろ国会に優先するといふようなことにもなるのであります。この点をどういふふうに解釈しておいでになりますか、承わりたいと存じます。

○船田國務大臣 防衛出動の場合において国防会議に諮問をする、しかしこの国防会議はどきどきでも諮問機関でございまして、総理大臣に意見を申する機関でございまして、その防衛出動の可否を決定する責任者は内閣総理大臣であります。それからまた緊急の場合においては、必ず国会の承認を得なければならぬといふことになつております。さういふ法規の建前から申しまして、国防会議が国会に優先するといふような結果には毛頭ならぬと存じます。

○山本委員 午後一時から再開することにし、暫時休憩いたします。午後零時二十九分休憩。午後一時四十一分開議。休憩前に引き続き會議を開きます。駐留軍の基地問題等に關し、質疑の通告があります。この際順次これを許します。勝間田君。

○勝間田委員 倉石労働大臣に、基地の協力謝礼金の問題について御質問をいたしたいと思ふのであります。私の質問要旨に的確に答えていただきたいのであります。言い回しのような答弁をするような質問ではないのでありますから、その点はあらかじめお含み願ひたい。

○倉石國務大臣 砂川に對して謝礼金を出しました。

○勝間田委員 この協力謝礼金をすでに出した範囲及び今後出すであろう範囲はどう考へておるか。この点をお尋ねいたします。

○倉石國務大臣 事務的なことでありますから、政府委員の方からお答えいたします。

○矢崎説明員 砂川町關係の協力謝金を支払ひました点につきまして申し上げます。ただいままで支払ひましたのは二件でございまして、農地が二百四十六坪、宅地が六十七坪、これだけを支払ひました。金額は、協力謝金につきましては、おのおのが五万円ずつ都合十万円でございます。以上でございます。

○勝間田委員 この協力謝礼金を出した法律的な根拠、予算上の根拠、この二点についてお尋ねいたします。大臣に一つお願いいたします。

○倉石國務大臣 協力謝金は防衛支出金という予算の項目から支出いたしてあるわけであります。

○勝間田委員 防衛支出金からこれを出されたといふことでありますが、この防衛支出金から謝礼金を出さなければならぬ法的な根拠、すなわち現在の財政法、會計法上における法律的な根拠をどう考へておるか、この点を一つお尋ねしたいと思ひます。

○倉石國務大臣 予算に計上いたしてあります防衛支出金のうちで、飛行基地を條約に基いて擴張して提供するというのが、この支出金の使途の目的でございます。その目的の範圍で擴張を促進するために協力をしていた人、謝礼金という意味で支出をいたしておるわけであります。

○勝間田委員 謝礼金として出すという事柄であります。謝礼金の額及びその性格をきめる基準の根拠というものはどこに置いておりますか。この点を一つ。

○倉石國務大臣 支出金で基地の擴張をやりますためにいろいろの経費が必要であることは御承知の通りであります。が、私どもといたしましては、この基地擴張に協力をしていた人々に謝礼の意味で、協力ということに感謝するといふ意味で支出をいたしてあるものであります。結局当初の目的である基地を擴張するといふ範圍に含まれておる、こういうふうに考へて支出をいたしておるわけであります。

○勝間田委員 協力といふものの実態を一体どう考へておるか。その場合に、たとへば五万円とかいろいろの基準を云々されておるようでありませうが、現在の會計法あるいは財政法のもとにおいては、その法律に基かなければ予算の支出はできない、私はさうに考へておるものであります。この謝礼金の根拠をどこに求めておるか、その点をもう一度お尋ね申し上げます。

○倉石國務大臣 行政協定に基づく当方の義務として、擴張をして提供するといふことを実行するためにできるだけの努力を政府はいたしておるわけで

ありまして、従つてその政府の義務を履行するために必要な資金でございますから、これは防衛支出金の飛行基地拡張の経費の中に含まれておる、こういうふうなことは私どもは解釈をいたしておるわけであります。

○勝間田委員 この謝礼金はいわゆる飛行場の拡張に直接要する費用、すなわちインシアル・コストとして出されておるのであるか、補償として出されておるのであるか、あるいは間接な被害として出されておるのであるか、この謝礼金の根拠をお伺いしたい。

○倉石国務大臣 これは拡張をする経費の中でありまして。

○勝間田委員 拡張する経費の基準というものは今日まで幾多の事例がある。日本全国にわたるたくさんな軍事基地に対して、現在の農民は非常な犠牲を払って土地を提供いたしておられます。あるいはその他の建物を持っておる者、あるいは施設を持っておる者、多くの者がこういう被害を受けておるのであります。この際特に協力謝礼金というものを出す上においては、当然従来の協力者に対しては、また同時に同じ被害を受ける者に対しては平等の行為がなされなければならぬ。私はそう思います。あなたの方はいわゆる平等の原則に対する協力謝礼金の使い方というものをどう考えるか、この点をお尋ねしたい。

○倉石国務大臣 政府といたしましては、お説のように長年の間耕作をしておいでになった土地を提供していただくといいことでありますから、これに對してはできるだけのことをして報いなければならぬことは当然なことと

でございます。その時価の算定などは双方の間に話し合いをいたして進めておるわけであります。この協力につきましても、すなわち先ほどから申し上げておきますように、政府の事務を遂行いたしますために協力をしていたら、そのことに対して、経費として私どもは支出をして、この完成の促進をはかる、こういう目的が今回の謝礼の目的であります。

○勝間田委員 これは特調に御関係の人は皆おわかりだろうと実は思うので、特に事務当局の諸君はこの点は明白だろうと思うのでありますが、大臣に聞いておきたいと私が思っております。今日までの補償あるいはいろいろの賠償を支払う場合に、いわゆる補償要綱、あるいは言うまでもなく特損法等々の法律に基いて的確にこれはなされておったのであります。協力謝礼金などという支出は今日まで絶対にありませんでした。そうして厳密に、しかも非常な制約の中に幾多の補償がなされておったにかかわらず、今日特に砂川の問題とからめてこういう謝礼金というものを出すという上におきましては、今日までの一切の犠牲者に対して協力費を出すというならば、まだ私は公平の原則が成り立つと思ふけれども、これに対するあなたの見解を私は一つ聞いておきたい。

○倉石国務大臣 この施設の提供につきましては、先ほど政府の見解を申し上げましたように、政府が実行いたして参ろうとするこの飛行場の拡張に要する資金のうちで、先ほど御指摘の協力謝金というものも出ておるわけであります。なるほど先ほど私が申し上げましたように、従来もいろいろ

犠牲を払っていただいたことに対しては、私どもといえども十分感謝の意を表しておるわけであります。今回このことをいたすようになりまして、このことを遂行するために、基地を提供していただくために御協力を願う方に、協力謝金という意味で支出をいたしますが、これは先ほど申しました通り、こういうふうにして日本の政府が条約上の義務を履行する、この飛行場拡張の経費の一部として私どもは取扱いをいたしておる、こういうこととでございます。

○勝間田委員 飛行場の、ということがある。一つの答弁の中の内容であります。このたびの飛行場の拡張の経費としてこれを扱う、一体飛行場及び飛行場以外のこういう問題についての区別をつけなければならぬ支出というものは、一体どこから出てきたのか、それをまずお伺いいたします。

○倉石国務大臣 従来飛行場以外の施設につきましても、地元の御希望にできるだけ即応するように、いろいろな施策の面で地元が潤うようにいたしましたことは御承知の通りであります。そこで、今回は特に私どもといたしましては、この飛行場拡張のために協力をしていた方々に謝金を出すことがよろしいと考へまして、防衛支出金の中で支出をいたした、こういうことであります。

○勝間田委員 このたびの飛行場の拡張だけにこれを限る、こう理解してよろしいのか。もしそうだとすれば、その他の間に区別をつけた理由は一体どこにあるのか。その実態を私はお尋ねしたい。

○倉石国務大臣 別にこれはこれだけ

であるからということで、特に制限をせなければならぬというわけではございませんが、私どもといたしましては、この飛行場の完成のために協力謝金を支出することによって促進をいたしたい、こういうことであります。どこまでもこれは支出金の中で支出をしますから、この五つの飛行場の完成費として私どもは協力謝金の支出をいたした、こういうことであります。

○勝間田委員 飛行場の完成ということとは、あなたの言う通りに私は解釈するのでございますが、私の聞いておるのとは、他と区別をしなければならぬ根拠は一体どこにあるかということをお尋ねしておるのであります。

○倉石国務大臣 先ほど申し上げましたように、特に区別をしなければならぬ理由は私どもも持っておらないのであります。勝間田さんもすでに御承知のように、今までもいろいろなことを地方の方に御迷惑を願つてやっていたために、公共事業その他で地方にお手伝いをいろいろいたして参っております。そういうような同じ考え方、今回の飛行場については協力謝金という方法を考へた、こういうことであります。

○勝間田委員 従来の公共事業等に協力費というものを出したことがございますが、その点を一つお尋ねします。

○倉石国務大臣 私の言葉が足りませんで誤解を生じたかも知れませんが、いろいろ施設をいたしますために地元で御迷惑をかける地方については、土地の方々の御熱心な御希望などもあり、できるだけのことをいたした、こう

いうことを申し上げたわけであります。○勝間田委員 私はあなたも少しも答弁をされていないと思う。軍事基地の接収を受けておるものは今回の飛行場だけでもありません。日本全国一律に、今日まで補償されたのは、それだけの法的な根拠を持って、公平の原則に基いて補償がなされて参つたのであります。今回に限って飛行場についてこういう差別待遇をしなければならぬという根拠は一体何か。もしその根拠があなたの今言われるような根拠であるならば、その根拠はきわめて不明朗なものであるからこれをやめるなり、同じ原則が他の地域に適用されるなり、これを明確にしない限り、私は砂川に対する政府の政治的な策略がそこにあると断ぜざるを得ないのであります。一つ政府の責任ある答弁を聞かなければ、今日膨大な軍事基地を取られておる諸君に対する答弁になつておらないと私は確信するのですから、その点をあなたにお尋ねをいたしたのであります。

○倉石国務大臣 政府のたゞいまの考へといたしましては、五飛行場の拡張に協力謝金という方法を考へておるだけでありまして、その他の点については考へておりません。

○勝間田委員 あなたは少しも答弁をされていないのであります。すなわち、つかみ金でものをやろうと考へておるから、あなたはそこに区別の根拠が明らかにならないのです。Aには補償するがBには補償をしないという根拠は、実態上、法律上、あるいは予算上区別があつて初めてその区別が成り立つのであります。法律上にも予算上においても区別がないものを区別をつけようと

が、あなたはこれに対して反駁があるのと思うが、あなたはこの点に對して、どう考へますか。

○倉石國務大臣 それは意外なことを承るものでございまして、私どももいたしましては、毛頭そういふような考へはないのであります。

○勝間田委員 あなたはそういう考へ方は毛頭ないとおっしゃるのだから、私はもう一ぺんあなたにお尋ねしますが、もしそれに対して誠意ある答へがないとするならば、私は別途の手段をとらざるを得ない。特に協力謝礼金を飛行場拡張について他と區別をして支出する根拠というものは、結局あなたが答弁されていない、こう私が解してよろしいか、もしそれがそうでないというならば、こういう差異があるからその実體に對して謝礼金というものが支払われるんだという根拠を聞きたい。

○倉石國務大臣 非常にとり分けてそ
ういうふりにおつしやるから、そうい
うふりに聞えるようでありますが、返

す返す申し上げておりますように、防衛支出金の中の飛行場拡張費という経費で支出をいたしておるだけでありま

して、そのほかに別に私どもとしては
他意はないわけでありませう。

て……。委員長も先刻来勝間田委員の繰り返しの御質問でおわかりだろうと

思うのでありますが、勝間田委員の繰り返しの質問に対して、調達庁担当の倉石国務大臣は的確な答弁をなさって

いないのであります。同じことばかり繰り返されておる。これでは議事の円滑なる進行ができませんので、一つ公

平な委員長は、質問に対しては的確に

東をいたしました国策に対しては、国民の皆様方によくその事情を理解していただいて、御協力を願えるものであると期待をいたしておるわけであり

○勝間田委員 倉石労働大臣は当然の処置をとっておると思ふけれども、この協力謝礼金を支出するに際して、会計検査院及び法務省、この両省との打ち合せがなされて、了解がなされたのかどうか、これを一つ聞いてお

○倉石國務大臣 政府におきましては、法律上の検討をいたしまして遺憾なきを期するようにいたしております。

○勝間田委員 法律上の検討をされて遺憾なきを期したということでありま

○倉石國務大臣 政府は先ほど申し上げましたように、予算に計上いたして

○勝間田委員 法律の根拠は結局あなたからは示されなかった。予算上の費

○勝間田委員 法律の根拠は結局あなたからは示されなかった。予算上の費

のであります。予算上の根拠は、防衛支出金の費目として出すが、それを支

○丸山政府委員 この件につきましては、この前当委員会ですでに申し上げ

○勝間田委員 あなたは結局法的な根

○丸山政府委員 法令上これを支出す

○勝間田委員 法令というものは、あ

○勝間田委員 今あなたは土地の問題

○勝間田委員 今あなたは土地の問題

い方そのものに問題があるのです。そ

○丸山政府委員 基準について大臣に

○勝間田委員 基準について大臣に

○丸山政府委員 基準について大臣に

○勝間田委員 今あなたは土地の問題

○勝間田委員 今あなたは土地の問題

○勝間田委員 今あなたは土地の問題

者、土地の所有権はあるが耕作権を持

○丸山政府委員 お説の通り所有者、

○勝間田委員 そこで差異があること

○丸山政府委員 所有者で耕作者であ

○勝間田委員 その他土地の関係人と

○丸山政府委員 耕作だけの権利者

○勝間田委員 時間がありませんので

は所有権に対するものと耕作権に対す

○丸山政府委員 耕作者——所有者と

○勝間田委員 あなたの答弁の中にま

○丸山政府委員 所有者で耕作者であ

○勝間田委員 その他土地の関係人と

○丸山政府委員 耕作だけの権利者

○勝間田委員 時間がありませんので

と、五万円というのは所有権があつて耕作権を持つておる者に対して五万円とあなたは答えたのであります。所有権を持たないで耕作権だけ持つておる者に対しては一体幾ら出すのか。小作人に幾ら出すのか、はつきりそれと言いなさい。

○丸山政府委員 お答えいたします。小作人、つまり耕作を現実にしておる方、これが一番最初に申しました五万円を最低といたしまして、三十五万円まで出す、こういう基準でございまして、なお詳しい資料は差し上げていますつもりでございます。

○勝間田委員 私は耕作をしておる者を聞いておるのではない。耕作をしておる者には二つあるわけです。所有権を持つて耕作する者、所有権を持たず耕作権だけで耕作しておる者である。それをあなたは五万円、五万円と言つておるけれども、五万円は所有権者であつて同時に耕作者である者を五万円に見ておる。そこであなたにお尋ねしたいのは、所有権はないが、耕作権を持つておる小作人には幾ら出すのか。同じ五万円ですか。

○丸山政府委員 所有権を持たずして、耕作を現実にしておる方は同様に五万円以上三十五万円としてあります。

○勝間田委員 そういう答弁はこれは政府としては非常に——私はこれ以上お尋ねいたしません、耕作をしない農地権者すなはち所有権者には一律に五万円出すとあなたの方では答弁されておる、耕作権を持つておる者に対しては言っていないのです。そこであなたの方の基準というものは明日にはきまっていなさいと私は思う。つかみかね

たからこういうことをやるのです。それで私は閣議決定に出された文書を要求します。一体どういう基準によつて謝礼金を支払われるということを開議は決定しておるのか。この記録を私は政府に要求いたします。これは委員長においてしかるべくお取り計らいをお願いいたします。

そこでどこかそれは要求いたしておきますが、なお私はあなたに聞きまします。所有権者と耕作権者あるいは所有権を持つておる耕作権者というものに對して、それぞれの段階をつけた根拠はどこにあるか。これは決して単なる見せ金ではないはずで、いわゆる耕作権に対する補償とか、耕作権に対する謝礼金、あるいは所有権に対する謝礼金、あるいは所有権、兼耕作権に対する謝礼金ということになりますと、そこに実体があるわけですね。所有権という実体がある。耕作権という農地法の実体がある。その実体によつて謝礼金というものが生まれてこなければ、謝礼金というものはただ架空な握り金になる。そこでほんとうに五万円出してしかるべきであるところの正当な理由を立てるためには耕作権に対する認定、所有権に対する認定の法律的基礎がなければ計算できないはずであります。そこで謝礼金を出すのに、こういったランクをつけていくというところに、法律的なジレンマがあるわけですね。従来の補償制度から持っていくべきならば、耕作権に対する補償を幾らにすべきか、たとえば小作料によるべきである、類推価格によるべきである、そこに実体があるから、実体に対する補償ができるのです。謝礼金というものを、しかもそこに段階を

設け、所有権、耕作権等とに區別をつけるということになってくると、ここに法的な実体がある何らない支出ということになってくるのです。そういうべらぼうな支出をやっているから、十万円でもよければ四万円でもいい、百万円でもよければ五十万円でもいいといふ、いわゆる見せ金、逃げ金の乱脈な予算の使い方になるので、少くともここに法律に書かねば予算を支出してはならないという原則が成り立つてくるのであります。それを今日無視いたしまして、単に砂川の問題を中心として謝礼金を出すということについては何らの根拠もない、政治的な謀略にすぎないといふことが、私はここにはつきりわかると思う。こういうことをもし今日政府が行なつたとするならば、私は日本全国の農民諸君がすでに臥薪嘗胆をして農地を提議しておる人、あらゆる権利を失つておる人に、当然この謝礼金と同様の請求権というものが生まれてくることを確信いたしますが、私はこの問題に対して、倉石労働大臣に最後この点を明白にしておきます。あなたの答弁はおそらくそういうことにはしないといふのであらうけれども、こういう支出を行なつた上においては会計法上、財政法上、法律上、予算上当然他の地域に対しても支出するか、しからずんばこういう一切の支出はやむべきである、むしろこういう支出は断じてやめて、謀略をやめて法律に基く、基準に基づく支出を当然行ふべきであるといふことを私は強く主張しておきます。

以上私の質問を終わります。

○山本委員長 西村力弥君。

○西村(力)委員 倉石労働大臣にお尋

ねします。三月の二日に都知事をまじえて地元代表とお会いになられて、その際砂川を實際に視察といひますか、現地に行きまして反対派の諸君とじっくり懇談をする、こういう約束をせられたらどうでございますか、それは事実でございますか。

○倉石国務大臣 砂川の問題につきましては、私が就任以来心配いたしておりました、これは何とか円満に一つ解決したいと思ひましたところが、昨年の暮れに安井東京都知事がもう一ぺん今度は自分が公平な立場で、都知事としてあつてみないといふお話がありまして、これはまことにありがたいことであると存じまして、お願いをいたしました。そこでいわゆる反対派の方々が私と会見しようといふことを先方からお話がありまして私もお待ちいたしておりましたが、ついにだんだん延び延びになりました。そこで日は忘れましたが、ある日、多分三月だと思ひますが、都知事のあつてんで反対派といわれる町長、町会議員、町会議員その他の方がおいでになりましてお目にかかりました。それで政府の考えはどうかといふことでもありましたから、政府としては行政協定に基づく条約上の義務であつて、国土防衛にもぜひ必要なことであるからこれは遂行していく考えである、そこで多年の間住みなれ、耕作された方々が土地を失われぬといふことについてはまことに私どもも御同情にたえないから、国としてもできるだけのことはいたしたい、さらにはまた現地の状況を私もよく見て、そしてしろうとはありますけれども、東京都知事とも御協力の上に、そういう御迷惑を土地にかけるのであります

から、土地の将来の発展のために、できることならば何か一つ考へてみたいと思ふ。こういうことを申しました、非常によくわかつていたが、政府がそういう決意であり、事情またやむを得ないことであると思ふが、今すぐどうしようといふことは言えないから、とにかく一ぺん現地も見てもいいといふことでもありまして、そこで現地に参りますとまた新聞記者諸君が追つかけたり、地元でたくさんおいでになつて騒がしくなつてもいいけれども、無警告で二、三週間前の日曜日に、調達庁の人たちを伴つてつづさばに現地を見て参りました。寄りまして、そこは調達庁の事務所だけで、他にはどこにもお顔出しませんでした、現地をよく調査をいたして参りました。こういうことであります。もうすぐに行つてきました。

○西村(力)委員 それは約束がちゃんと違ふように私は伺つたのですが、三月二日にはとにかく現地の飛行場を見ろといふだけではなく、地元民とよく話し合ひをするという立場で約束をされた、こう聞いておるのです。それをお忍びで参りまして、それで約束が果たされたといふことにはならないと思ふのです。それから地元民と話をするために再度おいでになる、そういうお気持はございせんか。

○倉石国務大臣 地元の状況につきましては調達庁もよく事情を知つておりまして、前大臣からもいろいろ詳細に引き継ぎを受けております。それでもなお百聞一見にしかずといふので拝見をいたして参つたわけでありまして、これは東京都知事が両者の間に入つていろいろあつてをいたしていただいております

のでありますが、さてどういふ名案もなかなか出てこないようでありまして、私が現地に行きましていよいよ反対派の地元の方々と会話をしても、そこで何らかの成案が出てくるものではないと思ひますので、そういうふうな地元の方々とそういうことのために地元でお目にかかるということとは、大した益がないのではないかと。現地の状況を見てくれということでありまして、から、現地の状況を実際に當って拝見をしてきた、こういうわけであり

○西村(力)委員 その際に——といひますのは三月二日現地を見る、あるいは現地民と話し合ひをするという約束をなさうとしたときに、それまでは現状について進展はしない、変更はしないといふことを約束せられたといふこととでございす。ところがその後協力謝礼金なるものを支出して、強く現地の人々を刺激してゐる。これはそのときの約束とはつきり違ふと思ふのであります、いかがでございすか。

○倉石國務大臣 私はその地元の方々とそういういろいろ具体的なことをお約束はいたさなかつたと思ひます。つまりその当時すでに役所の内部にも、あるいは関係者方面でも、これはとうていいたし方がないからして、収用委員会にでもかけて最終的なお話を願うよりしようがないのではないかと、この意見がだいたい出ておりました。それからまた私が会見いたしました前の日の地方の新聞などにそういうことが出ておつたように、そのときお目にかかつた地元の方のお話にもありまして、そこで調べてみましたらそういうことはあります、せつかくお目にか

かつたのだから、何しろ私が地元に行つて現地に見てくると、同時にまた東京都知事もあらにあつて進めていただくであらうから、そういう状況の進展を待つて何らかの考えをきめたい、それまでの間は収用委員会に持ち出すというふうなことは私は延期してもらいたい、こういう考えでありましたから、そういうことは申ししたつもりであります。

○西村(力)委員 私は小林町会議長から直接聞いたので、実際現地に行つて視察をし、話し合ひをするまでは現状に何らの変更を加へない、こういう約束であつた。この場合には都知事も立ち会つておるわけでありまして、今御答弁されたこととはいささか違ふと思ふのでありますが、せつかくこういう約束をせられたに對して、最も刺激の強い協力謝礼金を出すといふことは、やり方としてあまり賢明なやり方ではないのじゃないか。この際協力謝礼金を撤回して、そして地元の人々と會つてみるという大臣としてのお考えはございせんか。

○倉石國務大臣 協力謝金を出すことについては、都知事のあつせんでお目にかかりましたときにすでに決定した方針でありまして、そのことをやめるといふふうな話はそのときは出ておらなかつたと思ひますし、このことはすでに賛成をしていて下さる方の方々の御要求もほかの方面からしつぱございすので、政府としては、すでに賛成しておられる方々に対する措置は、やはり責任上だんだんとしていかなければならぬと思つておられます。○西村(力)委員 大体大臣のお考えはわかりましたが、ついでにお聞きして

おきたいのは、小牧飛行場にはこの種の協力謝礼金は支払つてあるかどうか。

○丸山政府委員 支払つてございす。

○西村(力)委員 その基準については先ほど勝間田さんからありましたので私はやめにしておきますが、私有財産権を侵害する場合の憲法上の根拠は第二十九條だけだ。第二十九條に、財産権を侵害する場合には正当なる補償を要するといふことが要件としてあげられておるわけだ。それでは今回の謝礼金は正当なる補償のワケ外とするならば、これは明らかに二十九條の正当なる補償を飛び出した行為であるといふことになるわけだ。と、私は思ふ。ところがさうではなくて、拡張のための費用だといふので、個別支払いは必要ではない。これは悪い例、政府の立場からいへば、これは悪い例といふ形になつてしまふ。こういうことは、現在の民主主義下においては認められないこととじゃないか。個人の立場と政府の立場、国の立場は對等でないならばならぬ。だから政府が企圖したことには協力する者に対してはよけいに経済的な恩恵が与えられる、さうでない者は不当なる差別待遇を受けるということになれば、常に政府の方針あるいはやり方は正しいものだといふことが前提となる。これは、民主主義を守る立場からいって警戒しなければならぬことだ。私はさう強く今回の協力謝礼金について感じてゐる。大臣はその点に對してどうお考えになりますか。

○倉石國務大臣 防衛支出金のうちの飛行場拡張費として支出をいたしますものは、今お話のように、個々の方々の土地または家屋の売買の契約が行われますから、その個々に払われる。しかし今申しました防衛支出金のうちからこの飛行場完成に要する経費として私どもが協力謝金を支出いたしておるのでありますから、ただいま御指摘のように個々に支払ふことはいけいではないかといふことについては、私どもはさうに考へておりません。○西村(力)委員 私は今の答弁では全然わからないのでございすが、先ほ

どからだんだんと判明してくる通り、またわれわれが指摘する通り、これは何らの根拠を持たない、単に市井一般人がやるようなブローカー的な包み金以外のものではないのだから、どうも納得されるような根拠のあるものにはならない。押し問答を幾らやってもしょうがないようございす。

次に聞きたいのは、政府が行政措置としてこれは緊急なものだ、必要なのだから、こういう場合に、その自己流の判断でもって金が支払われる。しかも權利を侵害される多くの人々に差別をつけられるといふことになるれば、これは政府オンリーになるでしようし、また政府の考え方に対して協力をしない者にははつきりと差別をつけられるといふことは、悪くいえば、政府の立場からいへばこれは悪い例といふ形になつてしまふ。こういうことは、現在の民主主義下においては認められないこととじゃないか。個人の立場と政府の立場、国の立場は對等でないならばならぬ。だから政府が企圖したことには協力する者に対してはよけいに経済的な恩恵が与えられる、さうでない者は不当なる差別待遇を受けるということになれば、常に政府の方針あるいはやり方は正しいものだといふことが前提となる。これは、民主主義を守る立場からいって警戒しなければならぬことだ。私はさう強く今回の協力謝礼金について感じてゐる。大臣はその点に對してどうお考えになりますか。

○倉石國務大臣 政府のいたしますことは、国会によつて御決定を願ひまして日米安全保障條約に基く行政協定による義務を果すわけでありまして、これは國家の意思であると私は存じま

す。その國家意思を遂行いたして參るのに、ただいままでここでお話し合ひのありましたような処置をとつてその遂行を促進する、こういうこととでございすので、一応私どもは、政府のやつておりますことは、皆さん方に支持をいただいておりますことである、こういう確信のもとに進めておるわけだ。○西村(力)委員 そういふ考え方ですと、やはりファッショの気分を私たちとしては認めざるを得ないわけなんです。政府は、行政協定に基いて義務履行といふ形でやるのだと言ひますけれども、さういふものがあるとなかつたらうと、個人の財産権は厳として存在し、それを守らうとするとは固有の權利として確保されていなければならぬ問題なんだ。それを主張することに対して、政府の意思で、何も法に基かずに拘束することはできないはずだ。これは常に國家の意思は優先するものだといふ立場をとり得るのだとすれば、まことに危険しつゝな点があるのじゃないか、こういう工合に感ずるのです。協力謝礼金はさういふ考え方に通ずる財政措置であるといわざるを得ないがどうでしょう。反対派の連中は、土地収用法であつたとされる、あるいは協力謝礼金は出ない、初めから、わずかに三反歩とか一反歩くらいの土地だからしようがないといつて協力する、これは犠牲が少いから協力する、さういふ者には特別の措置を行なつて、さうでない者には不当なる措置をする、これは、おれたちのいうことを聞かないやつは悪いやつだ、聞くやつはかわいいやつだといふ考え方が、これはわれわれが痛いほど経験

させられたことなんです。こういう考
え方は今の民主的な鳩山内閣はとって
もらいたくない。私は、協力謝礼金は
ストップすべきだろうと思うが、いか
がでございます。

○倉石国務大臣 国家といえども個人
の権利を尊重しなければならぬとい
うことは、全く西村さんと同感であり
ます。そこで、そうではありますけれ
ども、今政府のやろうとしております
ことは、国家義務を遂行いたしていく
のであり、またわが国の防衛上必要や
むを得ないことであるから、早く一つ
御協力を願いたいということについ
て、政府があらゆる努力を凝らして参り
ましたことは御承知の通りであります
す。しかし今御指摘のように、ある程
度の段階にきていけないならば、それ
は個人の所有権といえども、公共のた
めにこれは提供しなければならぬとい
うたような措置をとることもできる
ことは、今お話のあった通りでありま
す。でありますから、私どももいたし
ましては、そういうことをやらないで
も円満に一つ話し合いをして、提供を
願って国家目的に御協力願いたい、こ
ういうことでただいまお話ししてお
るわけでございますから、協力を皆さん
がしていただくことになれば、もちろ
んこれは皆さんに差し上げることにし
て円満にまゐりたい、こういう考えは
依然として変わっておりません。

○西村(力)委員 私のファッショ国家
体制への移行に対する懸念は、大臣も
大体同感のようでございますが、そ
れではいよいよの段階になって、収用
法のだんばらを抜いて収用する、こ
ういうことになった場合受ける損害、結
果的にいつて飛行場を完成するとい

ことに対して協力したという形で受け
る損害というものは、これは最初から
協力した人でも、収用法でとられた人
でも、個人の権利の侵害、損害を受け
るということとは同じなんです。そうい
う場合に収用委員会の議を経て収用に
なった場合でも、やっぱり最後には、
もうろうとした基準ではあるが、そう
いう基準に基いた謝礼金というものを
つけ加える、こういう工合にやっても
いい。そうでないといふことはまこと
にへんばな、私の懸念するような傾向
がはつきり出てくるわけでございま
すので、大臣としてはいやはやあるけれ
ども、強権によってやった最後におい
ても、そういう人々に対して同じ取扱
いをする、こういう言明をやっても良
いと思ふのですが、これはいかが
でございますか。

○倉石国務大臣 私どもも、いずれの
方法にしても、御提供願う皆さん方に対
しての御迷惑は、十分了承いたしました
ところでありまして、ただいまのお
話のように、やむを得ずして収用委員
会の議を経て処置するような段階にな
りましたときにおいて、その方々に協
力謝金を出すということは不可能だと
存じます。

○西村(力)委員 それは収用する経費
としてはなお一そうかかってはいるは
ずです。個人々々としてもかかるでし
ょうし、政府側でもかかるでしょう。拡
張のための経費としてこれを支出する
のだという最初の言によれば、むしろ
あとの方の経費として支出しなければ
ならぬ、こういうことになるではあり
ませんか。だからこれは包み金でやっ
て、陰謀を内包している切りくずし
目くされ金だ、こういうふうに受け取

らざるを得ないということになるので
す。最初拡張のための経費として支出
するといふのでございまして、こ
れは当然収用法に基いて、その結果収
用した場合においても同様に支給すべ
きだ、こう思ふのがいかでございま
すか。

○倉石国務大臣 しればこの委員会
でもお話し合ひがございましたが、政
府といたしましてはなるべく話し合ひ
で円満に解決をいたしていきたいとい
うことで、支出金の中から協力謝金と
いうような制度も考え出したようなわ
けでございます。これは事態をしば
らしめるようなことのないようにぜひ
やっていきたい、こういう熱願から出
たことであります。従つてこれからで
も、よく西村さんもおわかりでありま
すから、幸いにあなたの方の御援助に
よつて、みんなが協力派に回つてい
ただければ、これは私どもの願つてもな
い仕合せでございますが、どこまでも
やはり御反対であるというお立場をお
とりになつて、収用委員会にかけざる
を得ないということになつてからで
は、やはりこれは協力というわけに参
りませんので、協力謝金というものは
支出いたしかねるのであります。

○西村(力)委員 それは私たちが地元
次第なんです。反対するも賛成するも
地元次第です。私たちがそのことを要
求せられても、それはどうにもならな
い。やはり大臣は、協力謝礼金という
ようなそういう刺激するようなことは
やめて、地元の人と取り組んで、そし
て話し合ひをつづけるという努力をし
てもらなければならぬと私は思ふ。
ぜひそう願いたい。こつそり行か
れて、そして飛行場の中を歩いて爆音

を聞かれただけでは、ほんとうの地元
の反対する気持や受ける被害、そうい
うようなことに対する正しい認識は、
いかに煙眼なあなたでも不可能じゃな
いかと思ふのですから、私はそういう
工合にやつてもらいたいと思ふ。い
うの押し問答を繰り返しても何ともし
ようがない状態でありまして、私たち
は、やはりこのことは相当重大な問題
だ、国家資金を、こういう一方行政
措置として、政府の意図次第で、法律
に基かずに支出するといふようなこと
が認められるといふことはいけないと
ともに、また国家意思に協力する者だ
けが善であり、自分の固有の権利を主
張する者が悪だと、こういう考え方に
立つて政府が政治をとられるというこ
とがここに現われようとしている。私
はこの点を最も大に懸念するもので
あります。別の方式で、この政府の
正しくないやり方に対しては私たち対
抗しなければならぬ、こう考えている
のです。

独立した機関として、あなたは院長の
立場でその判断をここに述べてもら
いたい、こう思ふのです。

○東谷会計検査院長 ただいま御質問
でありますのでお答えいたしたいと
存じます。西村さんのお名前の審査要
求を受けた記憶はないのであります
が、先月でありましたか、宮岡さん
が、そういう名前をもって審査要求
があつたわけでありまして、審査要求
は、御案内のごとく会計検査院法第三
十五条によりまして、国の会計事務を
処理する職員、会計経理の取扱ひに
関し、利害関係人から審査の要求があ
つたときは、これを審査するといふこ
とになつておるのであります。先月提
出になりました審査要求は、そのとき
調べさせたのであります。まだ支出
のものについて利害関係人からの審査
要求があれば審査をいたすことにな
っておりますので、まだ法的要件を備
えておりませんので、そういう意味の御
通知を申し上げたのであります。それ
からなおただいま、第三番目といいま
すか、第二番目といいますか、宮岡氏
の名前で審査要求を出したといふこと
でございますが、まだ私どもは受け
取っておりません。

○山本委員長 西村君、ちよつと御相
談ですが、倉石労働大臣はもう約束の
時間を三、四十分超過しております
が、倉石労働大臣に質問がな御村君
石村君から多少あるようであります
ら、会計検査院等の御質疑はそのあと
に願いたいと思ひます。

○西村(力)委員 一つだけ会計検査院
長に伺いたい。宮岡君が支出後に審査
請求をやつたことがまだお手元にな

行かないらしいのでございますが、事
実今の大臣の御答弁にあるように、支
出になっておるのです。そうしてまた
ずっとそこでお聞きになっていらっ
しゃるのだから、いかなる性質のもの
であるかも十分納得がいかれたと思
う。今お聞きになった範囲において、
会計検査院の院長としては、どうい
う判断をなさるのですか。それを一つお
聞かせ願いたいと思います。

○東谷会計検査院長 審査要求が参り
まして、そうして協力謝金の支出の状
況を検査をいたしました後でありませ
んと、的確なる審査判定ができません
のであります。そういう状態でござ
いまして、まだ審査要求も実は手元に
届いておりません。それからなお協力
謝金に対する支出はあったということ
でありますけれども、会計検査院への
計算証明というものは来ておりませ
んで、ただいま直ちに、どうい
う判定をするか、どうい
う審査の決定をする
かということ、申し上げかねる段階
でございます。

○西村（力）委員 まだ支出の何があな
たの方に行っていないというが、常時
計の検査をやるのがあなたの方の責任だ
らうと思う。会計検査院法にそういう
規則があったじゃありませんか。だか
らむしろ、要求せられて、その件に関
する検査院の機能を發揮する、こうい
うことをぜひやっていただきたいと思
うのであります。いかがでありますか。
○東谷会計検査院長 まだ私の方に計
算証明がないということと申し上げま
すと、えらいおくられておるとい
うようにあるいはおとりかもしれ
ませんが、当局においては、支出を
いたしまして、当月分をまとめて、翌
月もしくは

翌々月に会計検査院に到達するよう
に、提出します。まだその運びにな
っていないことを申し上げておるの
であります。参りますれば、ただいま
西村さんのお示しのように、会計検査
院法にも常時検査するということにな
っておりまして、検査をいたすとい
うことは当然でございます。

○山本委員長 稲村君。
○稲村委員 新潟県飛行場拡張問題
につきまして、ちよつと倉石大臣と調
達庁の方に聞きたいのです。

去る三月十日に新潟県商工会議所会
頭の名前で北村新潟県知事を通じてま
し、今の飛行場は、工業用地として最も
大切なところだから、ほかに移転して
もらいたい、こういうアリソン大使を
通じてダレス長官に取り次いでもら
いたいという請願書を出したわけです。
ところが三月二十六日付アリソン大使
より北村知事あてに手紙が参りました。
「新潟県におけるアメリカ合衆国空
軍基地に関する一九五六年三月十日付
の貴方の手紙を受領いたしました。私
は貴方の手紙と新潟県商工会議所会頭
和田氏の付属請願書については最大級
の考慮が払われるだろうことを保証し
たします。」こういう返事が来ており
ますが、この書簡について御存じであ
るかどうか、調達庁に何か連絡があ
ったかどうか。書簡には、十分考慮した
いと書いてありますが、その問題は、
日米合同委員会等の問題にして、両方
で相談し合うことの意味があるかどう
か、それをお尋ねしたいと思ひます。

○九山政府委員 その事情は実は調達
庁では存じておりません。そのような
事情がありますれば、調査したいと思
ひます。

○稲村委員 そういふうなことがも
しありとするならば、それじゃその問
題に対して具体的にアメリカと話し合
う意思があるんですか。その点大臣、
どうですか。

○倉石國務大臣 今御指摘のようなこ
とは、当方からそれぞれの機関に問
合せてみますが、そういう回答が出て
おれば、それに基いてどうい
う意思であるかということを検討いたし
まして、御相談をしてみたいと思つてお
ります。

○稲村委員 すぐやっていただけま
すね。

○倉石國務大臣 はい。

○山本委員長 石村君。

○石村委員 まず先に基地関係で、ご
簡単に調達庁の方にお尋ねして、そ
れについて一点だけ倉石國務大臣のお
考えを聞きたいと思つております。
それは山口県の秋吉台という国定公
園があるんですが、それが昭和二十四
年から軍事基地になっておる。ところ
が当時山口市にアメリカの部隊がいた
んですが、朝鮮戦線の関係で、前線に出
て、その後アメリカの軍隊は山口に駐
在してない。その結果、秋吉台という
基地はアメリカ軍によつて使用されな
いで、現在では自衛隊がこれを使つて
おるんですが、アメリカが自衛隊に又
貸しをするということではあるんです
か、この点をお尋ねいたします。

○九山政府委員 米軍に提供いたしま
した施設を自衛隊が使つておるとい
うことでございしますが、これは米軍に提
供している、この米軍自体の管理権の
範囲内において、自衛隊が使用してい
るものと考えます。

○石村委員 管理権と申しますか、結
局、事実上は又貸しをするということ
になつておるわけなんです。米軍に
基地として提供したもののについては、
土地の人々との契約にはそんなことは
ないわけですね。一体、そういう又貸し
的なことが許されるのか、管理権の中
にそういうことが含まれておるものな
んでしょうか。

○九山政府委員 ところが米軍に許可
いたしました使用条件に従つて、米軍
がその土地を使う、一般的に管理する。
その範囲内におきまして、その管理の
もとに自衛隊が訓練する、いわばお客
様のようになつて行われておりますが、
その程度のこととは差しつかえないと考
えております。

○石村委員 その管理権の中で、そう
いう他の者に使用させることを認めて
いる。それは日本とアメリカとの行政
協定か何かの中に、そういうことは
はっきり認められておるという意味
なんです。管理権を与えておるんだか
ら、その中でどんなことをしても、
こつちの知つたことじゃないという意
味なんです。そういう他の者へ使用
させることを認める、管理権というも
のの中にそれが入つておるという意味
か、それとも向うが管理するんだか
ら、日本政府としてはあずかり知らな
いところである、こういう意味なん
ですか。どちらですか、はっきりお願
いしたいと思います。

○九山政府委員 使用条件に特にそう
いうものがうたわれていないくても、行
政協定の二条によりまして、一般的に
管理権を軍に提供しておりますので、
その範囲内において向うが自衛隊等に
使用されておることは差しつかえない
と思ひます。

○石村委員 そういふ解釈であるなら
ば、私も存じませんからこれ以上こ
れについては聞きませんし、それなら
倉石大臣にお尋ねする点もこの点でな
くなりまして、私とすれば倉石國
務大臣は御用があれば一向差しつか
えありません。またほかに調達庁に對
してお尋ねすることがあるのですが、も
し他の方が倉石労働大臣に御質問にな
るならばその方に先にやっていただき
たいと思ひます。

○山本委員長 受田君。

○受田委員 大臣非常にお急ぎです
からあなたのお立場を尊重して、今の石
村君の同情ある御意見と合せて、ごく
短時間一言だけお聞きしてあなたにお
帰りを願ひます。私は先般の委員会
であなたにお尋ね申し上げた事柄の中
に、例の三公社五現業に対する調停案に
ついて、すでに受諾したそれぞれの機
関が示した結論は、国鉄において例を
とるならば、五千円の一時金を出して
おる。そのほかそれぞれの立場で少額
であるが調停案に基いた決定がされて
おるのであります。この三公社五
現業に対する政府の態度とあわせて一
般公務員に対する政府の態度とを確
かめ申し上げたいのでありますが、給
与担当國務大臣として、一般公務員に
はこの三公社五現業に対する措置と対
応していかなる措置をしようと思は
れるか、最近におけるあなたの御抱負を
承わりたいと思ひます。

○倉石國務大臣 三公社五現業の調停
につきましては、出ましたものは御存
じの通りであります。そこで、あの調
停案の第二の項目、一時金として五千
円以上支出してもらいたいという案が
ありますが、そのことについて、政府

は前申上げましたように、三公社五
現業は予算総則その他のところで、上っ

たさない、とういうことに決定いたしたわけであります。

たくさん書いてあったといったようなものでありますが、しかしそれもやは

これは業績手当と別のものであるという印象を受けていることは、これは三

う解釈をされる労働側もあるし、これはそうではないという解釈も成り立つ

た業績に応じて業績手当を支出すること
とができる、こういう項目に基いて、
同じ公務員ではありますけれども、五
現業の従業員に対しては従来も業績手
当を出しておりました。そこでこのた
びの調停案についての解釈はいろいろ
ございましたが、政府としては、これ

○**受田委員** 三公社五現業のこの臨時的な措置は、いわゆる業積手当をもつてこれに充当するのだという政府の解釈に落ちついた、ということでありますが、われわれはこれをもっと高めますが、立場から見て、業積手当というものは、もう平素毎年々々適当にやっておるの

り調停案として示された以上はできるだけ実施するのが当りまえであるとは思いますが。そこで今の御指摘の調停案の、三公社については五千円以上を支出せよというふうに書いてございます。五現業については五千円以上と言いたいところだが、今日の状態で適当

公社の諸君にしたいつてもはや動かすことのできない事実なんです。それでなければわざわざこの金額をここに明示して約束するはずがないのであります。これは業績手当で済むことであるならば、今までと同じように、予算のつまずき限りで、給与準則に基く融通のつ

たので、非常に紛争が続きましたが、最終的に裁判長である高木さんからこれは業績手当であるということでありまして、私どもといたしましてもそういう解釈でございますから、従来の取扱いとは少しも違っておらない、こういう考え方であります。

は従来通り行われたる業種手当てと解釈いたしました。その後、日付は忘れましたが、この前の内閣委員会であられたからお尋ねになりました後であると思いますが、浅井人事院総裁から調停案についての解釈の問い合わせを高木調停委員長にあててお出しになりました。

てあつて、今ここで調停案として出されたものが五千元以上ということになつており、またそれによつてのんだ当局的額も、多少の差はあつても調停案の精神をくんでのんでおるといふこととなるならば、業續手当とは別の観点でお手当がもらえるという形に、公

に経理内容の許す範囲で支出せよといふふうに書いてございます。すなわち調停委員長が淺井人事院総裁に答えられましたのも、そういう趣旨で、三公社の経理内容を見たところが、今回の業績手当は五千円以上支出してしかるべきものであると認定した、というい

く限りの措置をすればいいのであって、わざわざ額を示したということ、専売が多少額が減つておるけれども、いずれにしてもベース・アップ及びこれに準ずる精神から出された調停案といふものを、業種手当の切身にとけ込ますという解釈は、これははなはだ得

○受田委員 そろしきすと、今後適当に額を示しては業續手当といつて逃げたいけば、いつもこうした措置によつて従業員側をごまかすことができるといふ結果になると思うのです。これはまことに数字のごまかしであつて、実は調停案とは、別に業續手当よりはるか

た。その回答を出ておられます。その回答にも明らかに書いてありますように、私がこの前申し上げました政府の見解と同様に、これは業績手当であるというふうにちゃんと書いてあります。従つて業績手当でございますから、なるほど三公社五現業のうち、前より金額の多いものがあります。そ

とある。この点平素の業績手当で融通されたということとでなくして、別にとうした調停案に基いた額がもらえるのだという気持ちにおいては、私たちは、あなたの御見解のように、簡単に日ごろもらっている業績手当の中へこれを含めたい、というご要望に考慮するつもりで

わけてございましょうから、その金額が前回と違っても、多少多くても、多少少くても、そのととが業績手当という金銭上の性格であるという点においては変つておられない。これは調停委員長の明示いたしておる文書の通りに政

はあなたといたしましては、業續手当
手勝手な解款たと秘は思います。これ
はあなたといたしましては、業續手当
で済むことであるならば、給与準則で
融通していいものであるならば、わざ
わざどこに額を示す必要はないと考
えになりますか。

○倉石国務大臣 労働大臣の立場とい

のものとなく、業續手当そのものを
出せという意味だという解釈になると
思うのです。これははなはだ解釈にお
いて政府のとじつけを調停委員会の委
員長に押し売りしたような形になって
おると私は思うのでありますが、あな
たの御見解として、業續手当を出すの

業績の多い少ないを、三公社五現業、寺
園、以上の上り下り、売却公社のごときは、
五千円以上とありますのが二千五百円
で労使双方とも業績を認識いたしまし
て妥結をいたした通りであります。そ
ういふわけでありますから、一般公務
員につきましては、業績手当の制度

かぬと思うのであります。が、政府として非常に責任のあることなので、業績手当で支給したものでなければならぬ。とこのお考えは、わざわざ額を示して調停案が出されたという精神にもとると私は思うのであります。いかがですか。

ます。

○受田委員　業績手当というものは、平素でも融通のつくときには支出されておるのであって、今ここで特に取り上げて、この調停案に出された金額を業績手当に振り向けて解釈するということの方は、これはあなたと人が専断で決定するべきものでないとしておるわけであ

たしなめて、おの法府に差して多岐
してあります。調停委員会の委員長のな
された裁判に対して、とかくの批判を
加えることは遠慮いたしたいと思いま
すが、調停案の従来の例にも、特選の
問題については、しばしば調停も仲裁
も今度のような金額を指摘したものも

てあれば、それは別にどういふ何千円、何百円という額を示さなくても済むのであるから、従来の通り予算があれば給与準則で利益を上げたところでは、その利益を上げた分を給与として増してもいいようになつてゐる、ちゃんとした規則があるのでありますから、その給与増減に基、ては上り、下りあつて、

に五項業に業種手当が出てゐ、一般公務員に対して不均衡であるとは言えない、こういう見解でありますので、一般公務員については、昭和三十一年度予算において公務員法に認められたる定期昇給の原資を確保してやるといふことをはっきり私から公務員の諸君に

○倉石國務大臣 公判法上の調停及び仲裁に関する法律上の問題はやかましくなりますからここでは遠慮いたしますが、そもそも三公社五現業が調停委員会に提訴いたしましたものはベース・アップなのであります、その他の問題については、訴えを起した裁判

に答弁した委員長の回答書があるから
といつても、こういう解釈で一般公務
員の場合に特典を与えなくてもよいの
だという考え方にはならないと思う。
この点は少くとも業績手当を支給して
きた過去の三公社といたしまして、

一時金という名前が使われたところに、世の中に疑問を生ずる点があったらうと思います。そこで労使双方とも一時金という名前は――業續手当というものは今受田さんおっしゃるように、年度末に大体常に出してゐる。ところが今度一時金という名前をかきま

じやないでしようか。

○倉石國務大臣　それは少し私はあな
たの御見解とは違う考えであります
て、業續手当というものについても、
調停委員会は今度の紛争に対して、今
年度の業績におへてはこの程度を出し

も申し伝えまして、その他の処置はい

の判決の中に、ほかのよけいなどが

円を中心に額がきまったといつても、

たのは、特に意味があるのであるとい

てやるべきでないか、こういうことを

片づけられるということとは、全国の公務員の士氣にも影響すると思うのです。むしろこの際公務員の士氣を高めるために、ごくわずかの額で済むのでありますから、これにあなただ御自身が勇敢なる措置をとられることが、國の行政責任を果す上には非常に活氣を呈すると思うのですが、あなたはごくわずかな給与上の措置によつて、全国の公務員に与える影響というものを考へにならぬでしょうか。

○倉石國務大臣　今のお話の中に、かりに今回公務員にわゆる一時金を支給しても、三公社五現業の従業員立場から不公平という声は出ないだろうというお話であります、それは違うのであります、三公社五現業の方では、われわれの方はベース・アップの要求をしたが、ベース・アップは調停案の主文の中に書いてあるように、現在の給与ベースが必ずしも妥当であるとは思わないが、現在の国民経済その他の情勢に照してみて、今はそういうことをすべきときではない、こういうふうに書いております。従つてベース・アップはいたしません。そこで第二項

で出されたのが、業種手当の面であり
ますが、あれが業種手当であるとい
うことの理解のもとに妥結をいたしま
した。それがそのほかに今度は一般公
務員の方に一時金が出たということに
なれば、三公社五現業の方が今度は不
公平な取扱いを受けることになるので
ありまして、そういう不公平などは私
どもとしてはいたしかねるのでありま
す。従来三公社五現業のやつて参りま
したと同じやり方で行われたものであ
りますから、公務員においても同じく
取扱いをいたす、こういうわけであり

第 10 頁

○受田委員 業績手当と了承して妥結した公社はどこでありますか。

○倉石国務大臣 このことについては、高木委員長に向つて勞使双方から聞い合せをいたしております。そうして業績手当という解釈を企業側及び五現業の担当關係はいたして、それによつて業績手当を支出したされたわけでありませう。

○山本委員長 それでは石村さん。

○石村委員　調達庁にお伺いをいたしますが、さっきの秋吉台です。これについては最近米軍の方から、従来これは陸上部隊の演習に使うという条件で話し合いがついておったのですが、飛行機の爆撃演習地に使いたい、こういう申し入れがあったということです。調達庁としては、この米軍の申し入れを妥当なものというか、やむを得ぬものと考えられるか。とにかく住民の意思が問題でしょうが、調達庁自体としては差しつかえない、このようにお考えになっておられますか。

○丸山政府委員　秋吉台付近の演習場の關係は、お話の通り、従来の陸上の演習使用という条件に変更を加えまして、飛行機の演習をやらしてくれ、こういう要求が昨年の十月ごろから参つております。これに關しまして、調達庁としていろいろ検討を加えて参ったのでありますが、この演習場の使用につきましては、もちろん地元の住民の方々の生活・生業それから特に秋吉台という観光の地でもございますので、その方面の影響もまず第一に考慮しなければいけない。従来の陸上演習場でも、その点を考慮した使用制限の条件を付けておりますが、これに關して

今回の飛行機演習というものが、どの程度どういうものであるか、十分に向う側の条項を聞き、なおそれが各種の影響を及ぼすという事情を検討いたしましたて、とにかく行動範囲と申しますか、その演習地は、あそこはおそらく五百数十万坪あると思いますが、そのうちの八十万坪程度のところで、飛行機の演習というのも、小型の飛行機数機から砂を充填した模擬弾を下の地上の目的物に当てる練習をしよう、このような使用が主体でありまして、これが地元の生活、生業、あるいは観光事業というものに毛頭支障がないであろう、特に従来の程度の使用制限条項をはるかに下回る程度のものである、かように考慮をいたしましたので、この程度であるならば、使用条件変更もやむを得ないだろうと考えましたので、この実情を地元の県当局並びに市町村の方に御説明申し上げ、御納得を得るようになだいま話を進めておるところでございます。

○石村委員 この秋吉合というのは、御承知のように國定公園なんです。その中の大部分の区域が接収されておるわけです。演習場にされておるわけです。國定公園の中で実弾演習をやったり、飛行機が爆撃演習なんかやつたりしておる國定公園なんて意味をなさなくなると思う。しかもここには天然記念物としての地域もあるわけでありますが、天然記念物自体を目標にはしないかもしれないが、相当な広い区域ですから、あるいは砂にしても上から爆弾が落ちてくるということで、相当天然記念物も損害を受けるということも予想しなければならぬ。ただいまの御説明だと、主として観光上のことと

を言つていらつしやるのですが、もう
るん国定公園として観光上非常に全国的に珍しい地域だということで、現在秋芳洞という鍾乳洞の中から地上にエレベーターをつけて上の台地上上るといふ工事もやつてゐる状況ですが、これの上で爆撃演習なんかやられたら、そうした施設も意味をなさなくなると考へるのです。しかもこれは観光上の地域だけでなしに、學術上也非常に重要な地帯だと思ふ。大正の終りだったと思ふのですが、当時東大の地質学の人々が、二十幾つかでこの秋吉台の研究をして、学校を卒業するとすぐ博士になり、学士院賞をもらつたという、非常に日本の地質學上重要な地域なんですから、そこが爆撃演習にされるということが妥当なことだと思へなかつた理由はどうもはつきりしない。被害が少い、砂だから大丈夫だというのが、砂といつても爆弾の中へ入つて落ちてくるのだから、頭へ当れば死ぬかもしれないと思ひます。一向そういふ支障はないといふ御判断でありますか。

○丸山政府委員　ただいま申し上げましたように、この飛行機演習からくる天然記念物その他学術上、観光事業、農業その他民生に及ぼす影響を十分に考慮いたしまして、概略は先ほど申し上げましたように、一定の目標に対する砂を詰めた模擬弾であつて、このものであれば現在の計画では決して支障を及ぼすものではないと考えておる次第でございます。

○石村委員　新聞で見ますと、秋芳洞から二キロ離れたところでやるのだから大丈夫だと調達庁では御判断なされたというように出ておりますが、やはりそのようにお考えになつたのですか。

○丸山政府委員 担当の、詳しい者から説明させたいと思います。

○磯説明員 私からかわつて御説明申し上げます。目標の個所は、まず着弾地とその周囲に危険区域を設けておりまして、着弾地の円を描きますと約半徑千五百フィートのごく小範圍のところでございます。その中に三カ所の固定的な目標を設けてまして、しかもその目標の周囲には土のうを設け、艦載機が秋吉の鍾乳洞の地帯を避けて他の地域から飛んで参つて、低空に下りて三ポンドないし二十五ポンドの模擬爆彈を投下するのであります。そういうふうにいたしておりまして、爆彈の大きさも小さいし、同時にまた飛行機の進入路あるいは回路等も考えておりまして、目標物が固定的である。しかもその地形並びに地質等も考えましてこれに演習をさせるということにいたしてありますので、特に觀光上の問題につきましては、軍との間にも數回の交渉をいたしまして今日まで参つております。従いまして御懸念の点はないものと存じます。

○石村委員 觀光の点では、とかく秋芳洞という鍾乳洞だけが觀光の地点だとお考えのように思う。ところがこの秋吉台は、なるほど日本でも珍しい大きな鍾乳洞ですが、あの上の台地が觀光上また學術上也非常に価値のある地点なんです。鍾乳洞自体は規模が少し小さければ全国どこにもあるのであって、これは少し大きいというだけだ。むしろ秋芳洞を含んだ鍾乳洞以外に景清穴等台地の下にたくさんあります。が、あの上の台地の特異な景観が觀光上意義があるし、また學術上も意義がある。この演習場の中には、たしか地

○磯説明員 私からかわつて御説明申し上げます。目標の個所は、まず着弾地とその周囲に危険区域を設けておりまして、着弾地の円を描きますと約半徑千五百フィートのごく小範圍のとらるでございませう。その中に三カ所の固定的な目標を設けてまして、しかもその目標の周囲には土のうを設け、艦載機が秋吉の鍾乳洞の地帯を避けて他の地域から飛んで参つて、低空に下りて三ポンドないし二十五ポンドの模擬爆彈を投下するのであります。そういうふうにしておりまして、爆彈の大きさも小さいし、同時にまた飛行機の進入路あるいは回路等も考えておりませう。目標物が固定的である。しかもその地形並びに地質等も考えましてこれに演習をさせるということにいたしてありますので、特に観光上の問題につきましては、軍との間にも数回の交渉をいたしまして今日まで参つております。従ひまして御懸念の点はないものと存じます。

と存じます。

○石村委員　観光の点では、とかく秋芳洞という鍾乳洞だけが観光の地点だと思ふように思う。ところがこの秋吉合は、なるほど日本でも珍しい大きな鍾乳洞ですが、あの上の台地が観光上また学術上也非常に価値のある地点なんです。鍾乳洞自体は規模が少し小さければ全国どこにもあるものであって、これは少し大きいというだけだ。むしろ秋芳洞を含んだ鍾乳洞以外に景清穴等台地の下にたくさんあります。あの上の台地の特異な景観が観光上意義があるし、また学術上も意義がある。この演習場の中には、たしか地

獄谷と称する天然記念物も入っていると思う。新聞に出ている攻撃目標を見ますと、新聞の記載があるいは違うかもしれませんが、この地獄谷という天然記念物に非常に近く設定されている。かつては地獄谷というのを目標に米軍が大砲を撃つたり何かして非常に問題を起したのですが、そういう地帯のすぐそばが攻撃目標地帯になっている。調達片が単に鍾乳洞だけを問題にしているらしいとすると、非常に事情にうとい御見解だと私は考えるわけです。秋吉台の秋芳洞という鍾乳洞に行ったら、上の合地を見なければカルスト地帯という特異な風景を知ることができない。その上にあがれば射撃演習が行われるということになると、観光上せっかく行っても目的はほとんどないという結果を招来すると考えるわけです。もし秋芳洞という鍾乳洞に影響がないからというだけの御判断でおったら非常な間違いであろうと考えますが、いかがですか。

○磯説明員 観光上の点を先ほどから説明をしたのでありますが、天然記念物のことも十分考慮にはいたしております。二十四年占領期間中に接収され、二十八年にさらに新しく行政協定によって施設となりました際に、秋芳の鍾乳洞だけではなしに、天然記念物の個所も演習場から除外されておりました。従いまして今回の場合にもその除外されたところはそのまま使わないということにいたしております。なおこの地帯一帯がそういう事情になっておりますことはよく承知いたしておりますので、なるべくそういう点についての考慮も、現実にも米側とも話し合いをしてやりたいと考えております。そ

説明をしたのでありますが、天然記念物のことも十分考慮にはいたしております。二十四年占領期間中に接收され、二十八年にさらに新しく行政協定によって施設となりました際に、秋芳の鍾乳洞だけではなしに、天然記念物の個所も演習場から除外されておりました、従いまして今回の場合にもその除外されたところはそのまま使わないということにいたしております。なおこの地帯一帯がそういう事情になっておりますことはよく承知いたしておりますので、なるべくそういう点についての考慮も、現実にも米側とも話し合いをしてやりたいと考えております。そ

これから御承知のように、この施設は、在来は全地域が被弾地区として大砲、臼砲等自由に米側の陸上演習では使えるというものであったものを、今回はこの申出を機会といたしまして、その危険区域、目標物の地域等もしぼってあります。在来提供しておりました条件よりかはるかに軽くなっておりますというところはつきり申し上げられると思います。

○石村委員 縮小せられたそうですが、縮小ということは、今度の爆撃演習の地域だけの意味で縮小するのですか、従来から基地になっている地域自体の全体を縮小するという御方針なのです。

○磯説明員 縮小すると申しましたその点は、着弾区域と危険区域の点ではるかに在来より縮小されているというのであります。在来提供されております地域は、安全地域として生業に自由に立ち入りができるようにということを考えております。

○石村委員 それから私はさつき地獄谷と申しましたが、朝日新聞に出ておる地図を見ましたが、これは地獄谷とは書いてないのですが、おそらくその地域だと思われる区域の中に天然記念物が入っている。これは間違いないのでしょうか。私の従来の理解あるいはこの新聞の地図自体が間違いであって、天然記念物は全然この地域の中には入っていないのですか。

○磯説明員 私はまだその新聞をよく承知いたしておりませんので、後ほどまた調べまして、先生のおっしゃいますような点についてはよく研究いたしたいと思っております。

○石村委員 新聞の図が違っていると

かいけないとかいう意味でなしに、あなたの言われるのは、秋吉台の提供区域内には天然記念物が入っていないという御趣旨かどうかということをお尋ねしておるのであります。

○磯説明員 すでに二十八年の施設決定の場合に地元とよく話し合いをいたしまして、天然記念物の個所は取り除いてあると私どもの方では聞いております。

○石村委員 二十八年のときにも実は非常に問題になったので、あるいはそういう決定になつておるかと思うのですが、私の方でも調べてまたお尋ねします。それで、この爆撃演習をしたいという米軍の希望があり、また日本政府としても地元の了解があればこれを認めようというお考えのようですが、実際は地元には最近非常な反対が起つておるわけなんです。その反対を押して切つても、砂川のように、強制収用なり何なりをする、また場合によっては協力金を払つてもやろうというほどの緊急という重要性をお認めになつていらっしゃるのですか。

○丸山政府委員 ただいま説明員からお話しました通り、今回の計画では従来以上の地元よりの支障はない、ないのみならず、むしろ従来地上部隊で許されておつた演習条件も緩和する、こういう方針で計画を進めておりますので、この程度であるならば地元の方にも御納得がいけると考えておる次第であります。しかし、具体的に現実にこの計画を地元の方が見られて当てはめて考えられたならば、われわれの考えないような、この点の支障がある、あの点の支障があるというところもあるうかと存じますので、すでに一、二回地

元の方にも、また県当局等にも御説明申し上げましたが、なお十分によく見ていただいて、御納得の上において使用条件変更ということに應じたい考えでございます。

○石村委員 これは毎年三月末で期限が切れるのを、前年の十二月にいつも翌年度の分の契約をするようになっておる。今度のこの問題は、十月にアメリカの方から申し入れがあった。もし昨年の十二月に契約の更改をする場合にその話を聞いておつたら、やるのでなかったという地元の声もあるわけなんです。また、最近自衛隊が使つておつて、その銃弾が農家に飛んできて問題を起しておるということもあって、地元は容易なことではどういう了解はしないと思うのです。しかし、それは地元の考えですが、こういう地帯は特殊な地帯であり、かりに地元がいといつても、単に協力金を出してでも承諾させようということだけでは、この地帯は提供すべき地域ではないと私は考えます。どうかこうした特殊な観光地帯、天然記念物を多く包含しておる地帯を、射撃演習、地上部隊の演習に使うことは、将来の問題として十分御考慮願いたいという希望だけを申し上げまして、私の質問をやめておきます。

○山本委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後四時七分散会

昭和三十一年四月十四日印刷

昭和三十一年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局